

# 大阪医科大学学報

第74号

平成19年11月

(インターネット版)



校旗

## 目

## 次

新講義実習棟 8 階フロアの完成 .....	2
規程関係 .....	3
看護部 .....	26
ハラスメント相談窓口 .....	28
受賞等について .....	29
寄付金報告 .....	30
フレンズ会のご案内 .....	32
研究助成金等 .....	36
平成20年度入学試験要項 .....	37
中山国際医学医療交流センター .....	52
LDセンター活動報告 .....	57
市民公開講座 .....	59

学内行事 .....	59
柔道部全日本医科学生体育大会優勝 .....	63
看護専門学校関係 .....	64
歴史資料館 .....	66
行事日程 .....	66
主要会議報告 .....	67
医療安全対策室関係 .....	69
感染対策室関係 .....	71
病院関係事項 .....	71
保健管理室からのお知らせ .....	72
俳句 .....	74
医療事故防止の標語 .....	75

# 新講義実習棟 8階フロアの完成

## 新講義実習棟 8階フロアの完成を祝して

平成17年新講義実習棟の竣工に伴い、本学医学生の教育環境が著しく改善され他大学医学部からの見学も相次いでいます。懸案であった8階フロアについては、これまで学生食堂あるいはレストランの誘致など計画されていましたが、業者の選定など様々な問題がありなかなか決まりませんでした。新講義実習棟に対して当初から法人およびPA会の一貫した思い「新講義実習棟は学生のための建物」がありました。この思いを大切に、第一学年から第五学年の総代・副総代と会合を重ね、学生の希望をできるだけ採用しました。すなわち「本学キャンパス内には学生食堂以外に食事できる場所がほとんどない。」また「PBLなどの小部屋は設けられているが、個人で勉強するスペースは図書館以外にない。」といった意見が数多く出されました。8階フロアからの展望が素晴らしいため、ガラスを多用し、180度のパノラマを確保しました。半分のスペースはラウンジとし、白いテーブルとカラフルな椅子（約50席）を用意しました。学生の要望により、昼ごはんを暖かく食べてもらうための電子レンジやコピー機を置く予定です。また残りのスペースは防音に配慮した自学自習室（約50席）で、5室のAVブースも用意されています。9月19日に関係者の内覧会を無事終え、9月25、26日に教職員と学生に内覧していただく予定です。学生の使用は10月1日からになります。新講義実習棟の構想段階で、当時学生部長であった経緯から1、2、8階フロアを担当させていただきましたが、ようやく私の役目も終わることができました。ここまで学生の意見をできる限り聞いていただきました國澤理事長、総合企画部岩本担当部長、竹中工務店長首我部所長ほか多くの関係者の方々にご協力賜り、教育機構長として感謝いたします。最後になりましたが、学生諸君にお願いしたいことは、このような素晴らしい教育環境を用意していただいた保護者、大学関係者に対して感謝の念をもっていただくとともに、この新講義実習棟を大切に使用して後輩に引き継いでいただきたいと願う次第です。

平成19年9月21日

教育機構長 **大槻 勝紀**



# 規程関係

## 規程制定

規程が次のとおり制定されました

### 学校法人大阪医科大学教員の任期に関する規程

#### (目的)

**第1条** この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)」(以下、「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、「大学の教員等の任期に関する法律第3条第1項等の規定に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表の方法に関する省令(平成9年8月22日文部省令第33号)」に定められた内容について、学校法人大阪医科大学(以下、「法人」という。)において任期を定める大学教員(以下、「任期付教員」という。)に関する必要な事項を定める。

#### (任期を定める組織等)

**第2条** 法第4条第1項各号により、任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項等については、別表の通りとする。再任に関する事項については必要に応じて別に規程を定める。

#### (採用に関する手続)

**第3条** 任期付教員の採用に関する手続は、教育職員採用規程に基づいて行う。ただし、任期付教員に該当する職毎に、別に規程を定めて行うことができる。

#### (任期に関する労働契約上の同意)

**第4条** 法人は、前条に定める手続に基づき任期付教員を雇用する場合は、法人と当該任期付教員との間で任期を定めた労働契約を締結しなければならない。

#### (規程の公表)

**第5条** この規程の制定及び改廃については、大阪医科大学学報等により公表することによって、広く周知を図るものとする。

#### (規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事長が行う

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以降に法人に教員として採用される者に適用される。この規程の施行日以前に既に教員として採用され、継続して教員として雇用されている者については、従前の例による。

## 規程関係

### 別表（法第4条第1項関係）

教育研究組織名	職名	任期	再任の可否
医学部（全教室・所属）	教授	10年	可
医学部（全教室・所属）	研究教授	5年	可（*1）
医学部（教育機構）	教育教授	5年	可（*2）
医学部（全教室・所属）	准教授	5年	可
医学部（全教室・所属）	診療准教授	5年	可
医学部（全教室・所属）	講師	5年	可
医学部（全教室・所属）	助教	5年	可
医学部（全教室・所属）	助教（准）	1年	可（5年まで）
寄附講座	特別任命教員教授	最長5年	不可
寄附講座	特別任命教員准教授	最長5年	不可
寄附講座	特別任命教員講師	最長5年	不可
寄附講座	特別任命教員助教	最長5年	不可
寄附講座	特別任命教員助教（准）	1年	可（*3）

ただし、定年規程による定年とこの規程による任期が競合する場合は定年が優先する。

ただし、職位を変更した場合は、発令日をもって改めてその任期の起算日とする。

（\*1）再任の条件は研究教授規程において定める。特定のプロジェクトに対して着任する場合は、その任期を最長5年とし、プロジェクトの期間に応じて期間を定める。

（\*2）再任の条件は教育教授規程において定める。

（\*3）5年までの延長が可能であるが、寄附講座の設置期間満了により、雇用を終了する。

### 田中国際交流基金規程

#### （設置）

**第1条** 大阪医科大学（以下「本学」という。）の研究水準の向上と強化を図ることを目的として本学に贈られた田中清子、田中和子、田中陽子氏からの寄付金により、田中国際交流基金（以下「田中基金」という。）を設置する。

#### （目的）

**第2条** 田中基金は、本学の研究水準の向上と強化を図るため教員の海外研究に対する助成金の交付を目的とする。

#### （事業）

**第3条** 田中基金による助成事業として、若干名の優秀な若手教員を先進的医学研究を行う大学又は研究機関に派遣する際に必要な海外研究費を交付するものとする。

#### （派遣先）

**第4条** 本学と第3条に掲げる大学及び研究機関との協定又はこれに準ずる交流関係にある大学及び研究機関に派遣するものとする。

#### （運営）

**第5条** 助成事業は、基金の果実をもって運営するものとする。

## (運営委員会)

**第6条** 田中基金による助成の円滑な運営を図るため田中基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

## (運営委員会の構成)

**第7条** 運営委員会は、理事長を委員長とする5名の委員により構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 研究機構長
- (4) 理事長が指名する者1名
- (5) 寄付者から1名

## (運営委員会の議事)

**第8条** 委員長は、運営委員会を招集しその議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の全員の出席がなければその議事を行うことができない。ただし、やむを得ず出席できない場合は委任状を提出することができる。
- 3 運営委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

## (運営委員の任期)

**第9条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (細則)

**第10条** 本規程の実施に必要な規定は別に定める。

## (所管)

**第11条** 田中基金の事務は、海外研究費を受ける者の決定に至るまでの手続並びに海外研究中及び帰学後の手続については総務部とし、海外研究費の支給については財務部とする。

## (改廃)

**第12条** この規程の改廃は、運営委員会及び担当理事運営会議の議を経て理事長が決定する。

## 附則

この規程は、平成19年10月1日より施行する。

## 大阪医科大学附属病院医療安全推進部規程

### (設置)

**第1条** 医療安全推進部は、組織横断的に医療の安全管理の体制確保及び推進に取り組む事を目的とし、大阪医科大学附属病院(以下「本院」という。)に診療支援部門として医療安全推進部を設置する。

### (構成)

**第2条** 医療安全推進部は次の職員をもって構成する。

医療安全推進部長(兼任)

## 規程関係

---

医療機器安全管理責任者（兼任）

医薬品安全管理責任者（兼任）

感染対策室長（兼任）

医療安全対策室員（専任および兼任）

- 2 医療安全推進部長は副院長（安全担当）をもってあてる。
- 3 安全推進の統括としてゼネラルリスクマネージャーをおき、医療安全対策室長を兼ねる。
- 4 各部門及び部署の医療安全を確保するため安全推進担当者（リスクマネージャー）をおく。

### （権限の代行）

**第3条** 出張、病欠その他の事故により、医療安全推進部長が業務を遂行できない場合には、ゼネラルリスクマネージャーが代行する。

### （業務）

**第4条** 医療安全推進部は次の業務を行う。

- 1 「事故等」事例の発生頻度、事故の損害規模、事故の質等を分析する。
- 2 安全対策についての問題点を把握し、改善策の企画立案やその実施状況を評価する。
- 3 安全対策についてマニュアル等の具体的な検討及び見直しをする。
- 4 医療安全に係わる職員への教育・研修を企画・実施する。
- 5 感染対策室と密接な連携をとり、院内感染防止に努める。
- 6 医薬品安全管理責任者と密接な連携をとり、医薬品の安全確保に努める。
- 7 医療機器安全管理責任者と密接な連携をとり、医療機器の安全使用の確保に努める。
- 8 その他、必要な事項は別に定める。

### （ミーティング）

**第5条** 医療安全推進部の業務、及び事故調査委員会を支援するために医療安全推進部ミーティングを行う。

### （医療安全対策室の設置）

**第6条** 安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に病院内の安全管理を担う医療安全対策室をおく。

- 2 医療安全対策室に関することは別に定める。

### （改廃）

**第7条** この規程の改廃は安全管理委員会、病院運営会議の議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

## 大阪医科大学動物実験規程

### （前文）

動物実験は医学・生物学領域の研究と教育を支える重要な手段として、人類の福祉・健康の増進に計り知れない恩恵をもたらしている。動物実験は自然科学における研究の一般原則に従い、再現性が得られるよう実験の諸要件に留意しつつも、一方では動物福祉の観点から動物の生命を尊重し、動物に可能な限り苦痛を与えないような処置を講ずるなど、動物に対する感謝の念及び責任をもって実施されなければならない。また、動物実験は実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命・身体又は財産に対する

侵害の防止及び周辺的生活環境保全に努めて実施されなければならない。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月法律第68号）」（以下、「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）」（以下、「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省告示）」（以下、「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月日本学術会議）を踏まえて、定めるものである。

## 第1章 総 則

### （趣旨及び基本原則）

**第1条** この規程は大阪医科大学（以下「本学」という。）における動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験実施方法等については、「法」、「飼養保管基準」、「基本指針」、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施にあたっては、次の事項に掲げる方法（3Rの原則に基づく）により適正に実施しなければならない。

（1）科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に替わり得るものを利用すること（Replacement）等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

（2）科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供する実験動物の数を少なくすること（Reduction）等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮しなければならない。

（3）科学上の利用に必要な限度において、できる限り苦痛を与えない方法によって行うこと（Refinement）

### （用語の定義）

**第2条** この規程における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）動物実験等 動物を教育、研究又は生物学的製剤の試験あるいは製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

（2）施設等 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）および動物実験等（24時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室（以下「実験室」という。）をいう。

（3）実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

（4）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

（5）動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

（6）動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

（7）管理者 学長の下で、実験動物及び施設等を管理する者（各所属研究室の長、実験動物センターにあってはセンター長）をいう。

（8）実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識および経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。

（9）飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

（10）管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

# 規程関係

---

- (11) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定した「ガイドライン」をいう。

## 第2章 適用範囲

### (適用範囲)

**第3条** この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用される。

- 2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においても、この規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先においても、基本指針または他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、適正に動物実験が実施されることを確認しなければならない。

## 第3章 組織

### (組織)

**第4条** 動物実験計画の審査、実施状況および結果の把握、飼養保管施設および実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問・助言組織として、第5章に定める動物実験委員会（「委員会」という。）を置く。

## 第4章 学長の責務

### (学長の責務)

**第5条** 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を負う。

- 2 学長は、法、飼養保管基準、基本指針、その他の動物実験などに関する法令等の規定を踏まえ、実験動物センターの整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた大阪医科大学動物実験規程を制定するとともに、動物実験委員会を設置し、その運営にあたる。
- 3 学長は、動物実験委員会の答申を受け、適正な動物実験計画について承認する。また、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

## 第5章 動物実験委員会

### (委員会の役割)

**第6条** 動物実験委員会は、次に掲げる事項について学長の諮問を受けて審議し、学長に報告しなければならない。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が動物実験等に関する法令及び本規程に適合しているかについて。
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果について。
  - (3) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況について。
  - (4) その他、動物実験の適正な実施に必要な事項について。
- 2 動物実験委員会は、適正な動物実験実施、並びに適正な実験動物の飼養保管を実施するために必要な教育訓練を実施しなければならない。

### (委員会の構成)

**第7条** 動物実験委員会は、学長が次に掲げるものから任命した委員により組織される。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有するもの
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有するもの



- (3) その他、学長が必要と認めた学識経験を有するもの
- 2 各項の人数、詳細な構成については、「大阪医科大学動物実験委員会規程」を別に定める。

## (委員会委員の選任及び任期)

**第8条** 動物実験委員会委員の選任及び任期は、「大阪医科大学動物実験委員会規程」を別に定める。

## (委員会の事務)

- 第9条** 委員会に関する事務は、財務部研究協力課が行う。
- 2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保管等を行わなければならない。

## 第6章 動物実験等の実施

### (動物実験計画の立案)

- 第10条** 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの科学的信頼性を確保するとともに、動物実験倫理の観点から、次に掲げる項目を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(様式1)を学長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 立案にあたっては、第1条第3項に規程するものの他、以下の点について配慮しなければならない。
- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等)を行う場合、動物実験等を計画する段階で実験動物を激しい苦痛から解放するために実験を打ち切る時期(以下「人道的エンドポイント」という。)の設定を検討すること。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

### (実験操作)

- 第11条** 動物実験実施者は、動物実験実施にあたって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び指針等を参考に以下の事項に配慮すること。
- 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- 動物の苦痛に配慮した実験終了時期(人道的エンドポイント)の設定
- 適切な術後管理
- 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び各機関の関連規程等に従うとともに、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (5) 侵襲性の高い大規模な救命手術にあたっては、経験等の有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は動物実験等を実施した後、動物実験結果報告書(様式2)により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

## 第7章 施設等

### (飼養保管施設の設置)

- 第12条** 飼養保管施設を設置する場合は、管理者又は所属長が飼養保管施設設置承認申請書(様式3)を学長に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 管理者又は所属長は、飼養保管施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養及び保管

## 規程関係

---

を行うことができない。

- 3 学長は、申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

### (飼養保管施設の要件)

**第13条** 飼養管理施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 個々の動物種に適切な温度、湿度、換気、明るさ等が保たれていること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

### (実験室の設置)

**第14条** 飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作を行う実験室(24時間以内の一時的保管を含む)を設置する場合、所属長が実験室設置承認申請書(様式4)を学長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 動物実験実施者は、実験室の設置について学長の承認を得た後でなければ、当該施設において動物実験を行うことができない。
- 3 学長は申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

### (実験室の要件)

**第15条** 実験室は以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

### (施設等の維持管理)

**第16条** 管理者又は所属長は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理に努めなければならない。

### (施設等の廃止)

**第17条** 施設等を廃止する場合は、管理者又は所属長が施設等廃止届(様式5)を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合においては、管理者又は所属長は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第8章 実験動物の飼養及び保管

### (マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

**第18条** 管理者及び実験動物管理者は飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者および飼養者に周知しなければならない。

## （実験動物の健康及び安全の保持）

第19条 実験動物管理者、実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

## （実験動物の導入）

第20条 管理者等は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するよう努めなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への馴化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

## （給餌・給水）

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

## （健康管理）

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

## （異種又は複数動物の飼育）

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼育・保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

## （記録の保存及び報告）

第24条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備・保存しなければならない。

- 2 管理者は年度毎に飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

## （譲渡等の際の情報提供）

第25条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

## （輸送）

第26条 管理者等は実験動物の輸送に当たり、その特性、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第9章 安全管理

### （危害防止）

第27条 管理者及び実験動物管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設外に逸走した場合には速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物によ

## 規程関係

---

る咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。

- 4 管理者、実験動物管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管する場合は、人への危害発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

### (緊急時の対応)

- 第28条** 管理者は地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

## 第10章 教育訓練

### (教育訓練)

- 第29条** 学長は実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な教育訓練の実施、その他資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

## 第11章 自己点検・評価・検証

### (自己点検等)

- 第30条** 学長は定期的に動物実験等の基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。
- 2 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

## 第12章 情報公開

### (情報公開)

- 第31条** 学長は本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度年報の配布その他の適切な方法により、公表するものとする。

## 第13章 補則

### (雑則)

- 第32条** この規程に定めるものの他、必要な事項は動物実験委員会が別に定める。

### (規程の改廃)

- 第33条** この規程の改廃は、委員会の発議により教授会及び担当理事運営会議の議を経て理事会の承認をもって行う。

### 附則

この規程は平成20年1月1日から施行する。

**規程改正**

規程が次のとおり改正されました

**大阪医科大学附属病院卒後臨床研修センター組織運営規程（関係条文新旧対照表）**

新	旧
<p><b>第4条</b>                      3 研修管理委員会は、次の委員をもって組織する。                      (1) <u>病院長</u>                      (2) <u>センター長</u>                      (3) <u>副センター長</u>                      (4) <u>プログラム責任者</u>                      (5) <u>副プログラム責任者</u>                      (6) <u>卒後臨床研修センター総括指導医</u>                      (7) <u>すべての協力型臨床研修病院の研修実施責任者</u>                      (8) <u>すべての研修協力施設の研修実施責任者</u>                      (9) <u>研修センター事務責任者</u>                      (10) <u>外部の医師、有識者若干名</u></p> <p>4 研修管理委員会の委員長は、<u>センター長</u>をもって充てる。</p> <p>6 研修管理委員会は、委員の3分の2以上の出席（<u>委任状出席を含む</u>）により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。</p>	<p><b>第4条</b>                      3 研修管理委員会は、次の委員をもって組織する。                      (1) <u>センター長</u>                      (2) <u>副センター長</u>                      (3) <u>学生部長</u>                      (4) <u>臨床全ての教授</u>                      (5) <u>病理学、衛生学・公衆衛生学の教授</u>                      (6) <u>研修センター総括指導医</u>                      (7) <u>協力型臨床研修病院の研修実施責任者</u>                      (8) <u>研修協力施設群の代表</u>                      (9) <u>研修センター事務責任者</u></p> <p>4 研修管理委員会の委員長は、<u>副センター長</u>をもって充てる。</p> <p>6 研修管理委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。</p>
<p><b>第7条</b>                      この規程の改廃は、<u>担当理事運営会議の議を経て、理事長が決定するものとする。</u></p>	<p><b>第7条</b>                      この規程の改廃は、<u>理事会の承認をもって行うものとする。</u></p>
<p><b>附 則</b> この規程は、平成19年6月6日から施行する。</p>	

**大阪医科大学附属病院医療に係る安全管理のための指針（関係条文新旧対照表）**

新	旧
<p>1. <u>大阪医科大学附属病院における安全管理に関する基本的考え方</u></p> <p><u>大阪医科大学附属病院（「以下本院」という）は、良質で高度な先進医療を提供することを使命とする特定機能病院であり、その基盤として安全な医療をしなければならない。従来、安全な医療の提供は医療者個人の努力と責任で支えられてきた。しかし、「人間は間違いを犯すものである」という事実は、個人に依存した従来の安全対策では不十分であることを示している。そこで、たとえ個人が間違いを犯しても事故に至らないシステムが必要である。すなわち詳細な事例検討や情報</u></p>	<p>1. <u>医療機関における安全管理に関する基本的考え方</u></p> <p><u>本学附属病院は厚生労働省医療審議会（医療安全推進総合対策）の安全管理面の基本的な考え方である「医療の提供に際し安全を確保し、未然に医療事故等を防止することは、医療機関における当然の責務である」ことを認識する。</u></p>

# 規程関係

新	旧
<p>収集を通して、病院組織全体として事故の発生しにくいシステムを整備することが、本院の安全な医療を提供するための基本的姿勢である。</p> <p>また、システム整備と並行して医療の信頼を維持する努力も必要である。このためには、医療の透明性を高め、重大事故が発生した際にも、一定の基準に従って公表する姿勢を堅持しなければならない。</p> <p>以上のような基本的な考え方のもと医療関連法規を遵守し、医療法施行規則第1条の11に基づき本院は医療の安全ならびに信頼確保に組織的に取り組まなければならない。</p>	<p>本学附属病院は高度医療を提供する特定機能病院であるとともに、近隣地域に密着した地域医療に貢献する基幹病院として医療安全及び信頼の確保に努める。</p> <p>「医療を受ける主体は患者本人であり、患者が求める医療を提供していく」という視点にたち、組織全体として安全対策に取り組み医療の質の向上を図る必要がある。</p> <p>具体的に推進する方法として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療安全対策室を設置し、安全管理委員会で決定された方針に基づき組織横断的に本学病院内の安全部門を担う。</li> <li>2) 安全管理の専門職として、専任のゼネラルリスクマネージャーを配置し、医療安全対策室の業務の遂行とともに、病院全体の安全管理に関する監視役としての役割を担う。</li> <li>3) 院内に患者等からの苦情、相談に応じられる患者相談窓口を設置し、担当者を置く。</li> </ol>
<p>2. 医療に係る安全管理のための委員会及び本院の組織に関する基本的事項</p> <p>安全管理の体制の確保及び推進のために安全管理委員会、医療安全推進部をおく。</p> <p>1) 安全管理委員会</p> <p>安全管理委員会は病院長を委員長とし、安全対策に関連した委員をもって組織し、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員会で立案した改善策の実施状況を必要に応じて調査し、指針等を見直す。</li> <li>(2) 本院における医療事故等の情報を収集し、医療事故防止のための教育・研修等を決定する。</li> <li>(3) 定例会は月1回とし、重大な問題が発生した場合等必要に応じて随時開催する。</li> <li>(4) 委員会を効率的に運用するために次の小委員会をおく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品安全管理委員会 医薬品の安全使用に関する事項を審議する。</li> <li>医療機器安全管理委員会 医療機器の安全使用に関する事項を審議する。</li> <li>事故対策会議 医療事故に対して、病院組織として必要な具体的対応を審議する。</li> <li>医療改善委員会 個別の安全に関する課題について事例を分析し、具体的な対策を立案する。</li> </ul> </li> <li>(5) 安全管理委員会は、感染対策委員会等の諸委員会や感染対策室等の部署と密接な連携を図る。</li> <li>(6) その他の必要な事項は別に定める。 「大阪医科大学附属病院安全管理委員会規程」</li> </ol>	<p>2. 医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項</p> <p>安全管理委員会は安全管理の体制の確保及び推進のため、病院長を委員長とした基幹委員会であり、安全対策に関連した委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、指針等の見直しを行う。</li> <li>2) 院内における医療事故等の情報収集、医療事故防止のための教育・研修等の決定を行う。</li> <li>3) 定例会は月1回とし、重大な問題が発生した場合等必要に応じて随時開催するものとする。</li> <li>4) 「安全管理委員会」を効率的に運用するために小委員会として、必要に応じてリスクマネージャーによるワーキンググループを編成し、特定事項の安全管理対策を検討する。 (新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ol> <p>5) 安全管理委員会は、感染対策委員会および感染対策室や薬事委員会等と密接な連携を図る。 別紙資料1 「大阪医科大学附属病院安全管理委員会規程」</p>

新	旧
<p>「医薬品安全管理委員会規程」                      「医療機器安全管理委員会規程」                      「大阪医科大学附属病院事故対策会議規程」                      「医療改善委員会規程」</p> <p>2) <u>医療安全推進部</u>                      医療安全確保及び推進のために医療安全推進部を設置する。</p> <p>(1) <u>医療安全推進部に部長をおき副院長（安全担当）をもってあてる。</u></p> <p>(2) <u>安全推進の統括者としてゼネラルリスクマネージャーをおく。</u></p> <p>(3) <u>医薬品に関する責任者をおく。</u></p> <p>(4) <u>医療機器に関する責任者をおく。</u></p> <p>(5) <u>医療安全推進の実務部署として医療安全対策室をおく。医療安全対策室に室長、医療安全管理者、必要な職員をおき、室長はゼネラルリスクマネージャーをあてる。</u></p> <p>(6) <u>各部門及び部署の医療安全を確保するため安全推進担当者（リスクマネージャー）をおく。</u></p> <p>(7) <u>医療安全推進部は院内感染防止のために感染対策室と密接な連携をとる。</u></p> <p>(8) <u>その他、必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>3. <u>医療安全に係る職員等への教育・研修に関する基本方針</u></p> <p>医療安全活動を推進するためには、全ての医療従事者が本院の一員として医療安全に取り組みなければならない。そのために医療従事者の責務と倫理観を涵養し、医療の質の向上と安全の確保に必要な知識と技術の修得ならびに、コミュニケーション能力の向上を目的に職員等の教育・研修を行う。</p> <p>1) <u>全職員を対象とした研修会・検討会を少なくとも年4回行い、医療安全推進に対する意識の向上を図る。</u></p> <p>2) <u>職種別、部署別に医療事故防止対策に対しての検討或いは研修会を行う。</u></p> <p>3) <u>新規採用者に対する安全の教育研修を行う。</u></p> <p>4) <u>卒前教育の一環として医療安全に関する教育を行う。</u></p> <p>5) <u>管理者及びゼネラルリスクマネージャーは必要な能力等を身につけるため、研修を受講する。</u></p> <p>6) <u>研修の実施内容について記録する。</u></p>	<p>3. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針</p> <p>医療安全を確保するためには、全ての医療従事者が医療機関の一員として安全対策に取り組みなければならない。医療従事者が医療に関する基本的な倫理観や心構えを身につけ、安全に医療を実践するために必要な専門家としての知識や技術を修得し、さらにチームの一員としての意識の向上を図ることを目的として医療に係る安全管理のための職員研修を行う。</p> <p>(1) <u>職種別、部署別に医療事故防止対策に対しての検討或いは研修会を行う。また、全職員を対象とした研修会・検討会を年4回、医療安全推進週間の実施を年1回行い、医療事故防止に対する意識の高揚を図る。</u>                      (新 設)</p> <p>(2) <u>医療従事者の卒業前・卒業後（新人研修・研修医を含む）の教育研修を見直し、その充実を図るとともに生涯にわたる研修を行うことを目指す。</u>                      (新 設)</p> <p>(3) <u>管理者及び医療安全管理者にも必要な能力等を身につけるため研修を受講させる。</u></p> <p>(4) <u>研修の実施内容について記録する。</u></p>
<p>4. <u>本院における事故報告等の医療に係る安全の確保</u></p>	<p>4. <u>医療機関内における事故報告等の医療に係る安</u></p>

# 規程関係

新	旧
<p>保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p><u>本院における事故報告体制を整備する。事故等の報告について関連する情報を適切に収集分析し必要な対策を企画・実施する。対策の実施状況を評価し、更なる安全確保に繋がるよう活用する。なお、事故報告体制については、「大阪医科大学附属病院安全に関する報告の内規」に定める。</u></p>	<p>全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p><u>本学附属病院における事故等の報告は、医療の質を向上するとともに事故を防止するために、情報を適切に収集、分析し必要な対策を企画・実施するとともに有用な情報について時期を失することなく現場にフィードバックする。また医療機関の組織としての改善策の企画立案やその実施状況を評価する。事故等の報告は、安全管理委員会で報告事例を検討し整理分析して、事故の再発防止策等についてリスクマネージャーを通じて医療従事者全員へ周知徹底を図る。</u> 別紙資料2 「大阪医科大学附属病院安全に関する報告の内規」</p>
<p>5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p><u>医療事故等が発生した場合は患者に対する処置を最優先し、患者及び家族に対し誠実に対応することを第一とする。更に、当事者は当該部署の関係者に医療事故発生時の対応の「医療事故発生時の連絡網」に基づき速やかに報告し、事実の隠蔽・秘匿につながる行為は行わない。</u> 過誤や重大な事態が発生した場合は、早急に病院としての対応を検討し、<u>警察・保健所・監督官庁に報告する。</u></p> <p><u>重大な事故は全て「事故調査委員会」において審議を行い、過誤過失の有無を判断する。更に、本院としての具体的な対応について「事故対策会議」で検討する。</u> 「大阪医科大学附属病院医療事故発生時の対応」 「大阪医科大学附属病院における医療上の事故等の公表に関する指針」 「医療事故等の報告および公表基準」 「大阪医科大学附属病院事故調査委員会規程」 「大阪医科大学附属病院事故対策会議規程」</p>	<p>5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p><u>医療事故等が発生した時は患者に対する処置を最優先する。その後、発生した部門の所属長、リスクマネージャー及び関係者に報告すると共に出来るだけ速やかに患者や家族に対してその事実を誠意をもって説明する。また、患者や家族の申し出にも誠意をもって対応する。</u> 過誤が明らか場合は、早急に病院全体の意思を決定し患者・家族に謝罪する。そのうえで死亡するなど重大な事態が発生した場合は、警察や保健所に報告し、その事実を正確かつ迅速に社会に対し公表する。それと並行して「安全に関する報告書」に基づき、内容の確認、原因、分析等により対応を検討する。医療事故として問題がある事項については、当事者から上記報告書とは別に診療録や看護記録等に基づき「医療事故報告書」と「経過説明書」を作成し提出する。提出された「医療事故報告書」と「経過説明書」の内容により事実関係を調査し、これに基づいて原因究明を行うとともに再発防止を検討する必要がある場合は、医療安全対策室長（副院長）を委員長とする「事故調査委員会」において検討する。また、医療事故への対応や公表および異状死の届出など病院としての判断が必要な場合は、病院長を議長とする「事故対策会議」を開催し検討する。</p> <p>別紙資料3 「大阪医科大学附属病院医療事故発生時の対応」</p> <p>別紙資料4 「大阪医科大学附属病院事故調査委員会規程」</p> <p>別紙資料5 「大阪医科大学附属病院事故対策会議規程」</p>
<p>6. 医療従事者と患者間の情報共有に関する基本</p>	<p>6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p>



新	旧
<p><u>方針（患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む）</u></p> <p><u>安全な医療の確保を目的に医療従事者と患者の間の情報共有を推進するために、「診療情報の提供に関する指針」を定める。本指針は患者及び家族が閲覧できるようにホームページで公開する。開示に関する担当部署は病院医療相談部とする。</u></p>	<p><u>患者等から閲覧に関する申し出があった場合は、閲覧させることができる。閲覧に応じる担当部署は病院医療相談部とする。</u></p>
<p><u>7. 患者からの相談への対応に関する基本方針</u></p> <p><u>患者や家族からの相談に適切に応じる環境作りを目指すため、苦情や相談に速やかに対応できる体制を確保する「患者さま相談窓口」を設置し、病院医療相談部を中心に対応する。また、必要に応じて、「患者さま等からの苦情に関する連絡網」により医療安全推進部や安全推進担当者（リスクマネージャー）と連携を図り対応の検討をする。「大阪医科大学附属病院「患者さま相談窓口」の設置に関する内規」</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>8. その他の医療安全推進のために必要な基本方針</u></p> <p>医療安全を推進するためには、臨床の現場で臨床に携わる者から本院の管理者にいたるまでの全医療従事者が役割に応じて主体的に対策に取り組む必要があり、医療従事者全員がその普及活動に取り組まなければならない。</p>	<p><u>7. その他の医療安全推進のために必要な基本方針</u></p> <p>医療安全を推進するためには、臨床の現場で臨床に携わる者から医療機関の管理者にいたるまでの全医療従事者が役割に応じて対策に主体的に取り組む必要があり、医療従事者全員に対する普及活動に取り組まなければならない。</p> <p><u>そのためには、各部門、部署の責任者は、発生した医療事故等における内容を早期に掌握、対応策を講じると共に別に定める書式に則り、管理責任を明確化し病院院長に報告する。別紙資料6 「管理責任者報告書」</u></p>
<p><u>附 則 この改正は平成19年7月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学附属病院安全管理委員会規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p><u>（設 置）</u></p> <p><u>第1条 「医療に係る安全管理のための指針」に基づき、大阪医科大学附属病院における医療に係る安全管理の体制の確保および推進を目的に、「大阪医科大学附属病院安全管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p>	<p><u>（目 的）</u></p> <p><u>第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院において、日常の業務を安全かつ適正に行い全ての事故を防止する対策について安全管理の体制の確保および推進のために設置する「大阪医科大学附属病院安全管理委員会」（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。</u></p>
<p><u>（構 成）</u></p> <p><u>第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。</u></p>	<p><u>（組 織）</u></p> <p><u>第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。</u></p>

# 規程関係

新	旧
<p> <u>病院長</u>  <u>医療安全推進部長</u>  <u>医療安全対策室長（ゼネラルリスクマネージャー）</u>  <u>医療安全管理者</u>  <u>医薬品安全管理責任者</u>  <u>医療機器安全管理責任者</u>  <u>感染対策室長</u>            事務部長            看護部長            薬剤部長            病院医療相談部長            診療科長・<u>中央診療部門長</u>（外科系・内科系）<u>若干名</u>            （削除）            安全推進担当者（リスクマネージャー）<u>若干名</u>            医療安全対策室員 <u>若干名</u>            その他、<u>委員長</u>が指名する者 <u>若干名</u>  <b>2 委員会に委員長をおき、病院長をもってあてる。</b>  <b>3 委員長は委員会を招集し議長となる。</b>  <b>4 委員会には副委員長をおき、医療安全推進部長をもってあてる。副委員長は委員長に支障があるときは、その職務を代行する。</b> </p>	<p>           病院長            （新設）            医療安全対策室長、<u>副院長（安全管理担当）</u>  <u>安全管理者（ゼネラルリスクマネージャー）</u>            （新設）            （新設）            （新設）            事務部長            看護部長            薬剤部長            病院医療相談部部長            診療科科長（外科系・内科系）            医療訴訟担当者            外科系・内科系・事務部門の安全推進担当者（リスクマネージャー）若しくはこれに準ずる者            病院医療相談部・感染対策担当責任者若しくはこれに準ずる者            その他、病院長が指名する者 <u>若干名</u>  <b>2 委員は、病院長が委嘱する。その任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、任期の途中で欠員が生じたときは直ちに補充することとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</b>            （新設）            （新設）         </p>
<p> <b>（任命と任期）</b>  <b>第3条 委員は、病院長が委嘱する。</b>  <b>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で欠員が生じたときには直ちに補充することとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</b>            （削除）            （削除）         </p>	<p> <b>（委員長等）</b>  <b>第3条 委員会に委員長をおき、病院長をもって充てる。</b>  <b>2 委員長は委員の業務を統括する。</b>  <b>3 委員会に委員長代理をおき、副院長（安全管理担当）をもって充てる。</b>  <b>4 委員長代理は委員長に支障あるときは、委員長の業務を行う</b> </p>
<p> <b>（招集）</b>  <b>第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</b>  <b>2 委員会は、原則として月1回開催する。</b>  <b>3 委員長が安全対策に関し、重大な問題が発生した場合等必要があると認めたととき、または委員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時に委員会を開催することができる。</b>  <b>4 委員長は、必要に応じ委員会へ委員以外の関係ある職員の参加を求めることができる。</b> </p>	<p> <b>（委員会）</b>  <b>第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</b>  <b>3 委員会は、原則として月1回開催する。ただし、委員長が安全対策に関し、重大な問題が発生した場合等必要があると認めたととき、または委員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時に委員会を開催することができる。</b>            （新設）  <b>2 委員長は、必要に応じ、委員会へ委員以外の関係ある職員の参加を求めることができる。</b> </p>

新	旧
<p>5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。 (削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>4 委員長は、付議された事項について必要があると認めるときは、関係ある職員に対し出席又は資料の提出を求め、その内容によっては調査を行うことができる</p>
<p>(審議内容)</p> <p>第5条 委員会は次の各項目に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療安全の確保と推進に関すること</li> <li>(2) 医療安全の実施、監査および指導に関すること</li> <li>(3) 医療事故の発生状況についての情報収集、分析に関すること</li> <li>(4) 医療事故に対する予防策、措置に関すること</li> <li>(5) 医療安全に関する教育・研修および啓発に関すること</li> <li>(6) その他の関連事項</li> </ol>	<p>(業務)</p> <p>第5条 委員会は、次の業務を担当する。</p> <p>「アクシデント、インシデント、トラブル等」(以下「事故等」という)事例の情報を収集する。</p> <p>「事故等」事例の発生頻度、事故の損害規模、事故の質等を分析する。</p> <p>安全対策についての問題点を把握し、改善策の企画立案やその実施状況を評価する。</p> <p>安全対策についてマニュアル等の具体的な検討及び作成し見直しをする。</p> <p>事故防止について教育プログラムの検討及び教育、研修を実施する。</p> <p>その他、安全対策に関し活動の必要が生じた時は、関係各署と連携を図り適切に対応する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(「事故等」の定義)</p> <p>第6条 情報収集の対象となる「事故等」の事例は次のとおりとする。</p> <p>アクシデント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療事故 診察行為において患者に対して傷害を被らした事例をいう。</li> <li>・労働災害事故 医療従事者が業務中に傷害を被った事例をいう。</li> <li>・施設災害事故 病院の施設等に起因して患者又は医療従事者に傷害等を被らした事例をいう。</li> </ul> <p>インシデント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスをしたが処置や治療は不要で、観察の強化や検査が必要となった事例をいう。</li> <li>・ミスをしたため簡単な処置や治療を要した事例をいう。</li> </ul> <p>ヒヤリ・ハット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者に被害が発生することは無かったが、日常診療の現場で「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした出来事事例をいう。具体的には、ある医療行為が、患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、患者に実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合などを指す。</li> </ul> <p>トラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者との会話や説明、治療などに対するもめごとやいざこざ、紛争になりそうな事例をいう。</li> </ul> <p>クレーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(患者関連、苦情等)医療者から害や不利益などを被っていることに対する不平・不満など</li> </ul>

# 規程関係

新	旧
	<p><u>クレーム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>(薬剤や医療材料の不都合) 品質上の問題や不良品など</u></li> <li><u>ファインド</u></li> <li>・ <u>他者および他部署の間違いを見つけた時(当事者が気づいていない時)</u></li> </ul>
<p>(小委員会)  <b>第6条</b> 委員長は委員会を効率的に運用するために、<u>次の小委員会を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>医薬品安全管理委員会</u>  <u>医薬品の安全使用に関する事項を審議する。</u></li> <li>(2) <u>医療機器安全管理委員会</u>  <u>医療機器の安全使用に関する事項を審議する。</u></li> <li>(3) <u>事故対策会議</u>  <u>医療事故に対して、病院組織として必要な具体的対応を審議する。</u></li> <li>(4) <u>医療改善委員会</u>  <u>個別の安全に関する課題について事例を分析し、具体的な対策を立案する</u></li> </ol>	<p>(小委員会)  <b>第7条</b> 委員長は委員会を効率的に運用するために、<u>必要に応じてリスクマネージャーによるワーキンググループを編成し、特定事項の安全管理対策を検討させることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(安全管理者「ゼネラルリスクマネージャー」)  <b>第8条</b> <u>安全管理の業務に関する企画立案および評価、医療安全に関する職員の意識の向上や指導等の業務を行うために専任のゼネラルリスクマネージャーを配置する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <u>医師・歯科医師・薬剤師または看護師のうち、いずれかの資格を有している者から選任する。</u></li> <li>3 <u>医療安全に関する管理を行う医療安全対策室の専任とする。</u></li> <li>4 <u>病院長が推薦し理事長が任命する。</u></li> <li>5 <u>医療に係る安全管理のための委員会の構成員である。</u></li> <li>6 <u>医療安全に関する必要な知識を有し、医療安全対策の推進に関する業務に従事する。</u></li> </ol>
<p>(削 除)</p>	<p>(安全管理者「ゼネラルリスクマネージャー」の業務)  <b>第9条</b> <u>ゼネラルリスクマネージャーは次の業務を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>病院長、副院長(安全担当)との連携を密に行い安全管理に関する監視役として役割を担う。</u></li> <li><u>安全に関する報告書の情報収集、分析などを行い医療事故防止対策の立案、検証と助言、指導を行う。</u></li> <li><u>収集、分析した情報を整理し安全管理委員会に提案し検討をもとに具体的な医療安全対策について院内周知を行い、その結果を評価する。</u></li> <li><u>事故発生時の状況把握と適切な対応を行い、重大な事例について事実関係を調査し、原因究明を行うため事故調査委員会の開催を提案し再発防止を検討する。</u></li> <li><u>院内を巡回し、現場からの情報や意見の収</u></li> </ul>

新	旧
	<p>集を行い、潜在している医療事故に繋がる事例を予測し、未然に防止するため現場と連携を図る。</p> <p>院内におけるリスクマネジメント活動の評価および改善策を検討し実施する。</p> <p>医療安全に関する教育・研修・講演会の企画を行い、運営する。</p> <p>医療事故防止およびその他の医療安全対策の推進に関して、調査・研究を行い事故防止に役立てる。</p> <p>「患者さま相談窓口」の苦情・相談情報について病院医療相談部と連携を図り対応策について協議し調整を行う。</p> <p>各部署のリスクマネージャーおよび当該事故関係医療従事者又は患者・家族への支援を行う。</p> <p>メディア等を利用し院外の情報を収集する。</p>
(削除)	<p>(安全推進担当者「リスクマネージャー」)</p> <p>第10条 委員会の業務を推進するために、各部門にリスクマネージャーを置く。</p> <p>2 リスクマネージャーは、病院長が委嘱する。</p>
(削除)	<p>(安全推進担当者「リスクマネージャー」の業務)</p> <p>第11条 リスクマネージャーは次の業務を行う。</p> <p>安全管理委員会で審議並びに報告された事項を所属職員へ周知徹底する。</p> <p>職員への安全に関する報告書の積極的な提出を促す。</p> <p>それらのレポート(安全に関する報告書)の情報収集、分析及び助言、指導を行い事故防止対策に努める。</p> <p>滞在している医療事故に繋がる要因を明らかにして事故を未然に防ぐ。</p> <p>医療器材・機器の点検及び整備に不備が生じた場合は関係部署に依頼し、常に使用可能にしておく。</p> <p>医療事故予防に対する広報、研修、教育及び啓発を推進する。</p> <p>その他、医療事故防止策等について、医療安全対策室を通じて安全管理委員会に提言する。</p> <p>その他の医療機関の安全管理に関する情報を収集してスタッフへの周知を働きかける。</p> <p>退職(異動)の場合は安全管理について後任者に詳細に引き継ぐ。</p> <p>病院医療相談部から患者・家族からの苦情、相談に応じる「患者さま相談窓口」の情報提供の依頼があれば、速やかに提供する。</p>
(削除)	<p>(医療安全対策室)</p> <p>第12条 安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に病院内の安全管理を担う医療安</p>

# 規程関係

新	旧
	<p>全対策室を置く。</p> <p>2 業務の内容は次の通りとする。</p> <p>安全管理委員会で用いられる資料および議事録の作成および保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。</p> <p>事故等の事例に関する診療録や看護記録の記載が、正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導をする。</p> <p>患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに必要な指導を行う。</p> <p>事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行う。</p> <p>安全に係る連絡調整に関すること。</p> <p>その他医療安全対策の推進に関すること。</p>
(削除)	<p>(患者相談窓口)</p> <p>第13条 患者や家族からの苦情、相談に応じる「患者相談窓口」を置く。</p> <p>2 「患者相談窓口」の設置に関する内規は別途定める。</p> <p>3 患者等からの苦情に関する連絡経路は別途定める。</p>
<p>(雑則)</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会において定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会において定める。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、理事長が行う。</p>	(新設)
<p>附則 この規程は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>第3条に規定する任期は平成19年7月1日からとする。</p>	

## 大阪医科大学附属病院事故調査委員会規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 大阪医科大学附属病院において発生した重大な医療事故について、<u>その事実関係を確認し、同僚監査（以下「ピアレビュー」という）によって過誤・過失の判断を行うために「事故調査委員会」（以下「委員会」という）を設置する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪医科大学附属病院において発生した医療事故について、<u>事実関係を調査し、これに基づいて原因究明を行うとともに再発防止を検討するために「事故調査委員会」（以下「委員会」という）を設置する。</u></p>
(削除)	(開催基準)

新	旧
	<p><b>第2条</b> 「大阪医科大学附属病院における医療上の事故等の公表に関する指針」に掲げる「影響度分類」に基づき以下の基準に沿って開催する。</p> <p><b>2</b> 患者影響レベル3 b以上で重大な過失を認めた事例が発生した場合。</p> <p><b>3</b> 患者影響レベル3 a以下であっても、患者家族の納得が得られず調査が必要とされる事例が発生した場合。</p> <p><b>4</b> 医療過誤が合併症の範囲か、あるいは医療事故かの判断が困難な場合、または家族から意義申し立てがある場合など、委員長が必要であると認めるときは随時開催することができる。</p>
<p><b>(構成)</b></p> <p><b>第2条</b> 委員会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>医療安全推進部長          内科系診療科長 3～4名          外科系診療科長 3～4名          中央診療部門長 1名          看護部長          事務部長</p> <p>(削除)</p> <p>病院医療相談部職員          医療安全対策室長(ゼネラルリスクマネージャー)          医療安全対策室員 2名          委員長が必要と認めたる者</p> <p><b>2</b> 委員会に委員長をおき、医療安全推進部長をもって充てる。</p> <p><b>3</b> 委員会に委員長代理をおき、委員長が任命する。</p> <p><b>4</b> 委員長代理は委員長に支障があるときは、委員長の業務を行う。</p> <p><b>5</b> 審議対象となる当該診療科に委員長が属する場合は、委員長代理が委員長を代行する。</p>	<p><b>(組織)</b></p> <p><b>第3条</b> 委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>(新設)</p> <p>関係する診療科のリスクマネージャー          関係する部署のリスクマネージャー</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>— 病院事務部より若干名          — 安全管理者(ゼネラルリスクマネージャー)          — 病院医療相談部より若干名          — 医療安全対策室長(副院長)</p> <p>— 医療安全対策室員          — その他委員長が必要と認めたる者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><b>(選出方法)</b></p> <p><b>第3条</b> 第2条第、第、第の委員の選出は診療科長会の推薦で選出する。</p> <p><b>2</b> 第2条第の委員は医療安全推進部ミーティングで選出する。</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>(任期)</b></p> <p><b>第4条</b> 第2条第、第、第、第の委員の任期は在職期間と同期間とする。</p> <p><b>2</b> 第2条第、第、第の委員の任期は6ヶ月とする。任期終了に引き続く再任は認められない。</p> <p><b>3</b> 第2条第の委員の任期は3ヶ月とする。任期終了に引き続く再任は認められない。</p>	<p><b>(任期)</b></p> <p><b>第4条</b> 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p><b>2</b> 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p><b>(委員長等)</b></p> <p><b>第5条</b> 委員会に委員長をおき、医療安全対策室長(副院長)をもって充てる。</p>

# 規程関係

新	旧
<p>(招 集)</p> <p>第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2 委員会は原則として月1回招集する。ただし、緊急対応を要する事例については、可及的速やかに招集する。</u></p> <p><u>3 委員会招集は、委員長が行う。</u></p> <p><u>4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。但し、緊急招集においてはその限りではない。</u></p> <p><u>5 委員長は必要に応じ、委員以外の関係ある職員の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>6 委員長は、事例の審議に必要な場合、関連する職員の意見や資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>7 緊急招集された委員会では、委員会の委員は直後に開催する事故対策会議の委員となる。</p>	<p><u>2 委員長は委員の業務を統括する。</u></p> <p><u>3 委員会に委員長代理をおき、委員長が任命する。</u></p> <p><u>4 委員長代理は委員長に支障あるときは、委員長の業務を行う</u></p> <p>(委員会)</p> <p>第6条 委員会は委員長が招集しその議長となる。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 委員長は必要に応じ、委員会へ委員以外の関係ある職員の参加を求めることができる。</p> <p>3 委員長は、付議された事項について必要があると認めるときは、関係ある部門の職員に対し出席を要請し意見を聴取、また資料の提出を求めることができる。 (新 設)</p>
<p>(審議対象となる事例)</p> <p>第6条 審議の対象は以下の基準に該当する事例とする。</p> <p>(1) <u>異状死に相当する事例が発生した場合や公表の可否の判断など緊急の審議が必要な事例。</u></p> <p>(2) <u>暴力行為や迷惑行為による診療中止後の再開や診療拒否に関する事例。</u></p> <p>(3) <u>医療事故外部調査委員会の開催について判断を要する事例。</u></p> <p>(4) <u>「大阪医科大学附属病院における医療上の事故等の公表に関する指針」に掲げる「影響度分類」に基づく、患者影響レベル3 b以上の事例、及び、患者影響レベル3 a以下であっても、患者家族の納得が得られない事例。但し、明らかに過失がないと委員長が判断した事例は対象としない。</u></p> <p>(5) <u>病院長が審議の必要ありと判断した事例。</u></p> <p>(6) <u>患者影響レベルに関わらず、報告者がピアレビューを希望した事例。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(業 務)</p> <p>第7条 委員会は、次の業務を担当する。</p> <p>(1) <u>事例経過を当事者ならびに記録から確認する。</u></p> <p>(2) <u>過誤・過失の有無を判断する。</u></p> <p>(3) <u>事故対応の方針を検討する。</u></p> <p>(4) <u>検討結果を病院長に報告する。</u></p> <p>(5) <u>緊急招集された委員会では、事故対策会議に委員会の結果を速やかに報告する。</u></p>	<p>(業 務)</p> <p>第7条 委員会は、次の業務を担当する。</p> <p><u>1 況の把握と情報収集を行う。</u></p> <p><u>2 状況の分析と対応方法を検討する。</u></p> <p><u>3 対応方法について関係部門との連携を図り早期に解決策を講じる。</u></p> <p><u>4 委員長は事故対策会議に委員会での調査・検討結果を速やかに報告する。</u> (新 設)</p>



新	旧
<p>(守秘義務)</p> <p><b>第8条</b> 委員は、委員会において知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。</p>	<p>(守秘義務)</p> <p><b>第8条</b> <u>委員会の委員は、本委員会において知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。</u></p>
<p>(事務)</p> <p><b>第9条</b> 委員会の<u>庶務</u>は医療安全対策室が行う。 2 委員会の検討内容は議事録として記録に残す。</p>	<p>(事務)</p> <p><b>第9条</b> 委員会の<u>事務</u>は医療安全対策室が行う。 2 委員会の検討内容は議事録として記録に残す。</p>
<p>(その他)</p> <p><b>第10条</b> この規程に定めるものの他に、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会において定める。</p>	<p>(その他)</p> <p><b>第10条</b> この規程に定めるものの他に委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員会において定める。</p>
<p>(改廃)</p> <p><b>第11条</b> この規程の改廃は、<u>安全管理委員会、病院運営会議の議を経て、理事長が行う。</u></p>	<p>(改廃)</p> <p><b>第11条</b> この規程の改廃は、<u>診療科長会の議を経て、病院長が行う。</u></p>
<p><b>附 則</b> <u>この規程は、平成19年7月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(応募資格)</p> <p><b>第2条</b> 科研費の応募資格を有する者は、本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、本学に所属している者とする。 2 前項に定める者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 本学に所属する名誉教授、<u>功勞教授</u>、教授、研究教授、教育教授、准教授、診療准教授、講師、講師（准）、<u>助教及び助教（准）</u> (2) 本学に所属する非常勤講師で研究活動が可能である者 (3) 本学に所属する非常勤医師で学位を取得している者 (4) その他、前項の要件を満たし、学長が応募資格を有すると判断した者</p>	<p>(応募資格)</p> <p><b>第2条</b> 科研費の応募資格を有する者は、本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、本学に所属している者とする。 2 前項に定める者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 本学に所属する名誉教授、教授、准教授、研究教授、教育教授、准教授、診療准教授、講師、講師（准）<u>及び助教</u> (2) 本学に所属する非常勤講師で研究活動が可能である者 (3) 本学に所属する非常勤医師で学位を取得している者 (4) その他、前項の要件を満たし、学長が応募資格を有すると判断した者</p>
<p>(改廃)</p> <p><b>第9条</b> この規程の改廃は、<u>教授会および担当理事運営会議の議を経て、理事長が決定する。</u></p>	<p>(改廃)</p> <p><b>第9条</b> この規程の改廃は、<u>教授会の議を経て、理事長の承認をもって行うものとする。</u></p>
<p><b>附 則</b> <u>この改正は、平成19年10月1日から施行する。</u></p>	

### \*\*\* 新たな認定看護師誕生 \*\*\*

#### 皮膚・排泄ケア認定看護師

現在、包括医療、病院機能分化、在院日数の短縮化の中、特定機能病院である本学は、高度な医療・看護の提供が求められています。病院の理念である「地域社会のニーズに応える安全で質の高い医療を提供するとともに良識ある人間性豊かな医療人を育成する」に基づき、大学病院の質を高めることが必要であると考えます。

看護においても、看護部の理念である「病院の理念に基づき、生命の尊厳を大切にされた患者様中心の看護の実践」にあるように更なる看護の質の向上が求められています。認定看護師は熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護実践が求められ、病院全体の看護ケアの広がりや質の向上を図る役割を担っています。

皮膚・排泄ケアは、創傷（褥瘡）、オストミー（ストーマ）、失禁に関するスキンケアと排泄ケア・指導を中心とした看護です。褥瘡ケアにおいては、診療報酬改定により、褥瘡ハイリスク患者ケア加算が算定できるようになり看護の力が評価されてきています。褥瘡管理者として褥瘡予防・治療において重点的なケアを必要とする患者様に対し、褥瘡対策室や他職種との連携を図りチーム医療を充実させ、患者様の問題解決に向けて協働していきたいと考えております。ストーマケアにおいては合併症を持っておられる場合や、緊急手術によるストーマ造設が必要な場合があります。そのような時ストーマ管理困難となることもあり、早期回復、治癒を目指し、医師との連携を図り、皮膚・排泄ケアの専門的な知識・技術に基づくストーマ管理を実践しています。また、現在、ストーマ看護外来を開設し、退院後のフォローアップや相談を受けられるように患者様を支援し、病棟と外来の連携を充実させ継続看護を実践しています。さらに、看護実践や勉強会を通して病院全体の看護の質の向上を目指し、皮膚・排泄ケア認定看護師として、患者・家族に寄り添った看護を実践していきたいと思っております。

74病棟 池 智代



#### 手術看護認定看護師

日本看護協会の認定看護師制度は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目標にしています。

手術看護認定看護師に期待される能力として、ハイリスク患者に対し、心身の手術侵襲が最小限になるように看護を実践できる。手術チームのマネジメントおよび他部門との協調・調整ができる。手術看護の実践を通して役割モデルを示し、看護スタッフに対して具体的な指導ができる。

倫理的感受性を高め、患者・家族の擁護者として具体的な倫理的配慮ができる。安全管理についての知識を熟知し、リスクを回避するためにリーダーシップを発揮できる。ことを求められています。

当院では年間7200例を超える手術が行われています。手術は外科医、麻酔科医、看護師、技師、薬剤師、事務職員など多種多様な職種がチームとなり、一人一人の患者様に対して、それぞれ専門的な知識

手術部 溝口 美和



や技術を提供しています。手術看護は、患者様が安全でなおかつ安楽に手術を受けられるように術前から術中、術後まで関わらなければなりません。

患者様が手術という侵襲的な治療を受ける場において、いかなる状況下においても医療倫理、看護者としての倫理を遵守し、手術看護の専門性を追求し、熟達した実践・指導・相談の役割を遂行し、手術看護の質の向上に努めていきたいと思えます。

### 新生児集中ケア認定看護師

### NICU 番 聡子

今日の周産期医療においては、世界で最も周産期死亡率の低い国になったものの、産科・小児科医不足、助産師の偏在などによる出産場所の減少、高度医療連携システムの不備、子どもの虐待などに見られる現代の子育ての難しさや少子化など、多くの課題が山積しています。そのような中で本院は大阪府の産婦人科診療相互援助システム（OGCS）、および新生児診療相互援助システム（NMCS）の加盟病院として、ハイリスク妊産褥婦およびハイリスク新生児の救急搬送受け入れを大阪府内・外から積極的に行っており、地域周産期医療において極めて重要な役割を果たす位置づけにある施設になっています。



新生児集中治療室（NICU）においては、体重が500g代で生まれた早産超低出生体重児や重症の心奇形をもつ児など非常にハイリスクな新生児が入院しています。したがって 高度な医療と卓越した質の高い看護が必要とされます。

新生児集中ケア認定看護師は、新生児集中ケアに関する最新の幅広い知識・技術を用いてNICUでの初期ケア、急性かつ重篤な状態にある新生児の身体的ケアおよび親子関係を助けること、関連領域における看護職者の指導・相談・ケアのサポートを行い新生児集中ケアの向上を図ること、を目的として活動を開始しています。現在、援助の実践においては、新生児の身体的ケアのみならず、児の退院後の成長も考慮したディベロップメンタルケア（低出生体重児などのストレスを軽減し成長発達を促すケア）や良好な親子関係構築への援助も常に心がけながら行っています。

今後、ますます高度な医療・看護への期待が高まる中、新生児集中ケア認定看護師としての活動を通して本院の新生児看護の質を向上させ、地域のニーズに応えられる看護を提供できるように努力したいと思えます。

認定看護師とは...

『社団法人・日本看護協会の審査に合格し、特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護を実践出来る者』とされています。看護現場において【実践】【指導】【相談】の3つの役割を果たすことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることに貢献しています。

# ハラスメント相談窓口

## ハラスメントに関する学内相談窓口相談員の増強と外部相談窓口の開設について

本法人では、ハラスメントの発生に備え相談窓口体制の強化を図る目的で、以下のとおり学内相談窓口相談員の増強と外部相談窓口の開設を行いました。

新たに設置された外部相談窓口は、本法人から完全に独立した相談窓口であり、相談者の秘密は厳守されます。

ハラスメントでお困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご利用下さい。

### 〔学内相談窓口〕

#### 相談員

- ・総務部 藤岡 俊吾・岩本 園美（内線 2816 / 2818）
- ・学務部 有友 彰一・宮原 環（内線 3028 / 2785）
- ・附属病院 水嶋 泰之・西田 祐子（内線 2038 / 2458）
- ・看護専門学校 城戸 滝枝・三輪田隆子（内線 2299）
- ・学生生活支援センター 千原精志郎（内線 2953）

### 〔外部相談窓口〕

開設年月日 平成19年10月1日

相談員 協和総合法律事務所 豊浦 伸隆 弁護士

#### 利用対象者

教員 教育職員の他、非常勤、客員、嘱託など

医師職員 臨床研修専任指導医、レジデント、研修医

職員 事務職員・技術職員・看護職員・労務職員

その他本法人において教育・研究・診療等の業務に携わっている方（ポスドクター、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント、非常勤教員、非常勤医師、契約職員、短期間雇用職員、アルバイト、研究補助員、委託職員、派遣職員など）

学生 学部学生、大学院生、看護専門学校生

その他本法人において教育を受け、または研究・診療等を行う方（研修生、研究生、科目等履修性、聴講生、実習生、見学生など）

相談受付方法 電話またはEメール（匿名でのご相談もお受け出来ます。）

電話での相談 06-6341-7961 受付時間：午前9時30分～午後6時（土日祝を除く）

Eメールでの相談 hotline@art.osaka-med.ac.jp 受付時間：随時受付致します。（ただし、返信が次の営業日以降になることがございます。）

受賞等について

**第25回日本美容皮膚科学会総会・学術大会 最優秀ポスター賞  
応用医学講座 皮膚科学教室 森脇 真一 准教授**

2007年8月18～19日 パンパシフィック横浜ベイホテル東急にて開催されました第25回日本美容皮膚科学会総会・学術大会にて最優秀ポスター賞を受賞されました。

演 題

『赤色LED (light emitting diode) の正常ヒト線維芽細胞に及ぼす影響』



**Alcon Japan Clinical Award受賞  
応用外科学講座 眼科学教室 植木 麻理 非常勤講師  
(現 高槻赤十字病院眼科部長)**

平成19年10月11日、京都国際会議場にて開催された第61回日本臨床眼科学会において授賞式が行われました。

この賞は日本の眼科臨床の進歩を推奨・助成し、将来リーダーとなりうる眼科医師の育成支援することを目的としたもので、全国の応募者の中から厳正な審査のうえ、2名が選出されました。



**第10回長谷川賞受賞  
高次脳機能発達総合研究講座 橋本 竜作 准助教**

平成19年11月に開催された第31回日本高次脳機能障害学会で、高次脳機能研究に掲載された論文が評価され、長谷川賞を授与されました。

論文名

『読み障害を伴わず、書字の習得障害を示した小児の1例』  
高次脳機能研究 26(4): 368 - 376, 2006



# 寄付金報告

## 新総合棟建設に係る寄付金の応募状況について

平成19年9月30日現在

区分	項目	寄 付 金	
		件数	合計
一般企業		273	289,949,000
関連病院		37	32,460,000
学生保護者関係		21	6,699,100
仁泉会関係		467	85,990,000
白友会関係		35	2,358,000
本法人役員・評議員		51	34,470,000
教職員関係（教職員OB含む）		1,517	80,155,000
その他		22	5,345,393
	計	2,423	537,426,493

教職員と仁泉会会員または白友会会員と重なる方については、教職員にカウントしております。

### 寄付金申込者

平成19年7月1日から9月30日までの間の寄付金入金件数は9件、金額は810,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

**尚、分割納付されている方については、初回のみ掲載させていただきます。件数については、連名での申し込みがあることや、1回の入金につき1件として数えていることなどから、ご芳名掲載数と一致しないことがありますのでご了承ください。**

（順不同・敬称略）

**一般企業 2件 金額 100,000円**

分割納付2件

**仁泉会関係 3件 金額 450,000円**

医療法人岩橋診療所 礪田幸太郎 大西 周平

**教職員関係（教職員OB含む） 2件 金額 10,000円**

分割納付2件

**その他 2件 金額 250,000円**

隅田 猛 隅田 光子

看護専門学校新校舎建設に係る寄付金の応募状況について

平成19年 9月30日現在

( 上段：件数  
下段：金額 )

納付月	旧制看護婦学校	新制看護婦学校	准看護婦学校	産婆講習会	二年課程全日制	二年課程定時制	三年課程	助産婦学校	特別会員	保護者	非会員	顧問	企業等	寄付金額計	備考
計	13	17	20	0	164	65	134	3	11	79	53	2	6	567	
	1,580,000	3,510,000	410,000	0	5,345,000	3,110,000	9,920,000	650,000	590,000	2,000,000	3,255,000	400,000	3,400,000	34,170,000	

複数の学校制度に所属していた場合は原則として白友会会員番号に登録している学校に計上しております。

寄付金申込者

平成19年7月1日から9月30日までの間の寄付金入金件数は、1件、金額は100,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

( 順不同・敬称略 )

神谷美佐子

新学生講義実習棟建設のための寄付金の応募状況について

寄付金申込者

平成19年7月1日から9月30日までの間の寄付金入金件数は、1件、金額は50,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、募集当初から平成19年9月30日までの間の寄付金入金件数は32件、金額は214,766,000円です。

( 順不同・敬称略 )

大槻 勝紀

教育環境整備寄付金の応募状況について

寄付金申込者

平成19年7月1日から9月30日までの間の寄付金入金件数は、9件、金額は16,000,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、募集当初から平成19年9月30日までの間の寄付金入金件数は24件、金額は46,200,000円です。

( 順不同・敬称略 )

土居治代司 中田 耕造 蓬萊 卓磨 片山 久史 藤本 和子

増田喜代司 宮国 博佳 医療法人社団あんざい整形外科クリニック 匿名2名

ご芳名の掲載について

従来、ご寄付を頂いた方については、感謝の意を表するため、ご芳名を掲載させて頂いておりましたが、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、掲載を希望されない方につきましては、掲載を割愛致しております。掲載をご希望されない方は大阪医科大学財務部会計課(直通：072 - 684 - 6235)までご一報ください。

### 大阪医科大学 教職員の皆様へ

---

理事長 國澤 隆雄  
学 長 植木 實

#### 学校法人大阪医科大学フレンズ会設立趣旨 (並びにご入会のご案内)

大阪医科大学を含むすべての私立大学は、篤志家の寄付によって設立・運営されており、私立大学を律する重要規程が寄附行為と呼ばれているように、募金活動は私学が教育・研究活動を永続する上で不可欠といえます。米国ではこの活動はFund Raising Projectと呼ばれ、国公立を含むすべての高等教育機関にとって重要な外部資金獲得( Resource )の手段と位置付けられており、米国でのその事業展開や国民意識は本邦と比べ約100年の進歩が見られます。

寄付活動には、周年キャンペーン(創立80周年など)や事業目的キャンペーン(病院建設など)と、恒常的(年次)寄付方法があります。本邦の大学では前者のタイプが多く、企業の寄付に大きく依存してきたこと、募金活動に連続性がないこと、募金活動がシステム化していないことなどが挙げられます。

本学の募金活動の歴史は浅く、約10年前に創立70周年記念の募金活動を開始し、教職員、仁泉会及び白友会並びに関連病院や企業など多くの方々からご寄付を頂戴することができました。ご寄付金は病院7号館の建築に役立たせて頂き、心から感謝しております。

他方、大阪医科大学の将来を考えると、本邦の医学部を取り巻く社会環境は厳しくなり、改善の見通しが立ちにくい状況にあります。今後、本学を維持・発展させるために、無理のない形での恒常的(年次)寄付(annual gift)を通じて本学を支える広汎な会員組織(フレンズ会)の設立が極めて重要と考えられます。大阪医科大学はstatus symbolsを会員に付与し、本学の発展・維持を支える重要な校友として遇して参りますが、フレンズ会員になることにより、教職員、卒業生及び学生の愛校心が培われるとともに、この組織の拡大は本学を永遠に守り育てる大きな基盤になるものと期待致します。

このフレンズ会は、まず教職員が核となって組織を育成し、ノウハウを得ながら数年後の段階には仁泉会、白友会、関連病院、企業、さらには民間や患者様の皆様に趣旨の周知と入会のご案内を申し上げ、賛同者を広げてゆきたいと考えますが、この成長には10~30年を要すると予測しています。

この寄付金は大阪医科大学の教育・研究の基金とし、同時に大学組織の強化に繋げるものでありますが、その用途は学生、教職員をはじめステークホルダーの負託に広く応えることを目的と致します。尚、フレンズ会の活動や運営は会則並びに細則に従って行い、寄付金の実績や用途については会員に対し常に高い透明性をもって開示して参ります。

平成19年11月下旬より募集を開始し、趣意書、会規程、申込書等の書類をお手元にお届け致しますので、教職員の皆様におかれましては会則・細則をご精読頂き、是非フレンズ会にご入会して頂きますようお願い申し上げます。



## 大阪医科大学フレンズ会規程 OMC Fund Raising Friends ( OMC FRF )

(平成19年11月13日施行)

### 〔設立趣旨〕

大阪医科大学を含むすべての私立大学は篤志家の寄付によって設立・運営されてきており、私立大学を律する重要規程が寄附行為と呼ばれているように、募金活動は私学が教育・研究活動を永続させる上で不可欠といえる。医学部を取り巻く社会環境が厳しくなり改善の見通しが立ちにくい現状を考えると、今後、本学を維持・発展させるために、恒常的（年次）寄付等を通じて広汎に支える会員組織（フレンズ会）の設立が極めて重要と考えられる。これによって、学生、卒業生及び教職員の愛校心が培われるとともに、本学を永遠に守り育てる大きな基盤が得られるものと期待される。

### （設 置）

**第1条** 学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という。）に大阪医科大学フレンズ会（OMC Fund Raising Friends : OMC FRF）(以下「本会」という。)を置く。

### （目 的）

**第2条** 本会は、本法人の財務基盤を強化し本学のステークホルダーの負託に広く応えることを目的とする。併せて、会員間の親睦を図るものとする。

### （会 員）

**第3条** 会員は、本会の目的に賛同する個人・法人及びその他の団体とする。

### （活 動）

**第4条** 会員は、別に定める恒常的（年次）寄付（annual gift）をはじめ広汎なサポート活動に関与するものとする。

### （status）

**第5条** 本法人は会員を本学の発展・維持を支える重要なフレンズとして、またその社会的役割に対して、別に定めるstatus symbolsを付与する。

### （組 織）

**第6条** 本会は本法人直轄の恒久的組織とし、その運営は別に定める委員会が行う。なお、運営費は本法人が予算措置を行う。

### （事務局）

**第7条** 本法人内に本会の事務を行うフレンズ会事務局（FRF Development Office）を置く。

### （細 則）

**第8条** 本規程に定めのない事項については、細則の定めによるものとする。

### （改 廃）

**第9条** 本規程の改廃は、フレンズ会委員会の議を経て、理事長の承認をもって行う。

### 附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

# フレンズ会のご案内

---

## 大阪医科大学フレンズ会規程細則

---

(平成19年11月13日施行)

### (会員の入・退会)

**第1条** 会員の入会・退会は、会員の意志に基づくものとする。

2 入会・退会は所定の書面で申し出るものとする。

### (status symbols)

**第2条** 学校法人大阪医科大学(以下「本法人」という。)は、会員に対し永久フレンズ番号を付与し、一定金額以上の寄贈者に対して銘板掲示、バッジ(数年後)贈呈、表彰などを行う。物品や建物の寄贈に対してはネーミング等を行う。

### (特典)

**第3条** 本法人は会員を校友として遇し、発足数年後、大学が企画する講演会、イベント、式典に招待するとともに、大学図書館利用(学生・教職員外)や提携ホテル及び提携百貨店割引等の特典を提供するものとする。

### (年次寄付)

**第4条** 個人会員の年次寄付額は1口1万円とし、0.3口・0.5口・1口・2口・3口及び5口以上(特別寄付者)を選択することができる。

2 法人・団体からの年次寄付額は特に定めないが、原則5万円以上とする。

3 年次寄付額の変更は所定の書面で申し出るものとする。

### (特定目的寄付)

**第5条** 年次寄付の他に、特定目的達成のために寄付活動を行うことができる。

### (寄付の使途)

**第6条** 受け入れた寄付は本法人の教育・研究のために用いる基金とするが、学生、教職員をはじめステークホルダーの負託に広く応えるものとする。

### (委員会)

**第7条** 本会を運営するために大阪医科大学フレンズ会委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成は委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。

3 委員長は学長をもって充てる。副委員長及び委員は委員長が指名する。

### (寄付金並びに予算使途の開示)

**第8条** フレンズ会事務局は寄付金実績並びに予算の使途について、会員に対し定期的(年度)及び必要に応じて開示するものとする。

### (改廃)

**第9条** 本細則の改廃は委員会で審議決定し、理事会に報告する。

### 附 則

この細則は、平成19年11月13日から施行する。

**記入要領**

永久フレンズ番号 No

(役員・教職員用)

**学校法人大阪医科大学フレンズ会入会申込書兼寄付申込書**

学校法人大阪医科大学フレンズ会事務局 御中

学校法人大阪医科大学フレンズ会の目的に賛同し、入会を申し込みます。なお、年次で下記口数のご寄付をいたします。

申込日	平成 年 月 日			
現住所	〒 - 市 町 番 号 TEL - -			
お名前	フリガナ イ ダ イ タ ロ ウ ----- 医 大 太 郎 (印)			
所 属	学教室	職 名	教 授	
学内連絡先	内 線	2617	PHS	6900
年次寄付	(コース) 0.3口 ・ 0.5口 ・ 1口 ・ 3口 ・ 5口			
	(コース) 6口以上( )口			

年次寄付欄の口数部分を で囲んでください。6口以上の場合は具体的口数( )内にご記入ください。

一口は10,000円となっております。

この年次寄付は、所得税法上及び法人税法上の寄付金控除の対象となります。

ご寄付をされる場合は、現金でご持参頂くか、同封の銀行振込用紙で振込をお願いします。

委員長
印

受付	データ入力	検印	依頼書送付	
日付	日付	日付	日付	日付
印	印	印	印	印

## 研究助成金等

### 研究助成金等について

2007年度 医学系研究奨励金 [ 財団法人武田科学振興財団 ]

研 究 課 題 名	所属名・職名・氏名	助成金額
劇症1型糖尿病患者血清の解析による新規インスリン様分子の同定	内科学 ・ 助教（准）・ 三柴（村瀬）裕子	200万円

平成19年度 第15回研究助成金 [ 財団法人黒住医学研究振興財団 ]

研 究 課 題 名	所属名・職名・氏名	助成金額
転写膜上の膵臓癌由来抗原 自己抗体結合体中の膵臓癌特異抗原同定法の確立に関する研究	臨床検査医学・准教授・中西 豊文	90万円

第39回（2007年度）内藤記念科学奨励金（研究助成）[ 財団法人内藤記念科学振興財団 ]

研 究 課 題 名	所属名・職名・氏名	助成金額
劇症1型糖尿病の成因解明 モデルマウスを用いた膵島破壊関与分子の解析	内科学 ・ 講師（准）・ 今川 彰久	200万円

平成19年度（第20回）小児医学研究助成 [ 財団法人母子健康協会 ]

研 究 課 題 名	所属名・職名・氏名	助成金額
母乳分泌における脂溶性ビタミン濃度調節機構の解析	小児科学・講師（准）・ 瀧谷 公隆	110万円

## 平成20年度入学試験要項（概要）

平成20年度大学医学部・大学院医学研究科・看護専門学校の入学試験要項（概要）をお知らせします。

### ）医学部・医学科

#### 募集人数

一般入学試験（前期・後期）……95名

センター試験利用入学試験…… 5名

#### 一般入学試験（前期・後期）

#### 出願資格（前期・後期 共通）

1. 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を卒業した者および平成20年3月卒業見込みの者。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および平成20年3月修了見込みの者。
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および平成20年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者および平成20年3月31日までに修了見込みの者。
5. 文部科学大臣の指定した者。
6. 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者または高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者および平成20年3月31日までに合格見込みの者で、平成20年3月31日において18歳に達している者。
7. 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成20年3月31日において18歳に達している者。

上記7の個別の入学資格審査を希望する者は、本学の広報・入試センター（072-684-7117直）までお問合せ下さい。

個別資格審査申請書は下記の本学ホームページからPDF形式にてダウンロード出来ます。

ホームページアドレス：<http://www.osaka-med.ac.jp/deps/gakumu/index.html>

#### 出願手続（前期・後期 共通）

下記書類等を取りまとめ、本学所定の封筒（前期：白色 / 後期：薄緑色）で書留速達便により郵送して下さい。本学担当窓口への持参による出願は一切受け付けません。

- （1）入学願書……本学所定の用紙（前期：白色 / 後期：薄緑色）に受験者本人が楷書で明瞭に記入して下さい。

（学校名コード欄の記入の際は、入試要項に掲載の「高等学校等コード表」を参照して下さい）

- （2）調査書… 文部科学省指定の様式により、出身学校長が作成したもので、厳封されたもの。高等学校卒業見込みの者は、出願時点で最新の成績・出欠状況等の記載されたものを提出して下さい。

高等学校卒業程度認定試験合格者または従前の大学入学資格検定合格者は、合格成績証明書（見込者は合格見込成績証明書）を提出して下さい。なお、免除科目がある場合は、その科目の「成績証明書」（履修した学校で発行）も併せて提出して下さい。大学入学者選抜実施要項に基づき、高校卒業後5年以上を経過して調査書に「指導に関する記録」が記載できない場合は、その旨調査書に記載するか、調査書が提出できない場合は卒業証明書と成績証明書を提出して下さい。

# 平成20年度入学試験要項

(3) 受験票...氏名および選択する理科2区分に 印で囲み、4 cm × 3 cm (縦 × 横) 脱帽・正面・上半身で3ヵ月以内に撮影した写真を貼付して下さい。

(4) 入学検定料等納金書...一般入学試験(前期・後期) 50,000円

同封の銀行振込用紙(前期:白色/後期:薄緑色)に必要な事項を記入のうえ振込を済ませ、「検定料等振込済証明書」を貼付して提出して下さい。「振込金受取書」はお手元に保管して下さい。

検定料の振込期間 一般入学試験(前期)平成19年12月13日(木)~平成20年1月31日(木)

一般入学試験(後期)平成19年12月13日(木)~平成20年2月26日(火)

(5) 受験票返送用封筒.....返信用切手(770円分)を貼付し、返送先の郵便番号、住所(受験者本人に必ず届くところ)氏名を記入して下さい。

(6) 連絡用宛名シール.....合否通知の発送に利用しますので、保護者郵便番号・現住所で受験者氏名を4枚全てに記入して下さい。

## 注意事項

1. 上記の手続を完了した方には、本学から受験票を交付します(1週間程度を要します)。
2. 出願書類に不備がある場合は、受理いたしません。
3. 出願書類に虚偽の記載があった場合は、合格を取り消すことがあります。
4. 提出された出願書類および既納の入学検定料は、理由の如何を問わず、一切返却いたしません。
5. 出願時に選択した科目および試験会場については、一切変更できません。

**前期/募集人員** 85名

**前期/入学願書受付期間**

平成19年12月17日(月)から平成20年1月31日(木)午後5時 必着

・願書受付は、上記期間中に郵送されたものに限りです。

・願書送付先 〒569-8686 大阪府高槻市大学町2番7号

大阪医科大学 広報・入試センター TEL 072(684)7117(直通)

**前期/1次試験日および試験科目** (従来どおりの形式で行います)

月 日(曜)	時 間	教 科	科 目(出題範囲)	配 点
平成20年 2月10日(日)	9:30~11:10 (100分)	数 学	数学(数 , 数 , 数 , 数A, 数B, 数C) 数Bの科目中, 統計とコンピュータ・数値 計算とコンピュータを除く 数Cの科目中, 統計処理を除く	100点
	12:30~14:30 (120分)	理 科	理科(「物理 , 物理 」, 「化学 , 化学 」 「生物 , 生物 」の3区分中2区分選択) 物理 , 物理 の科目中, 原子, 電子と物 質の性質, 原子と原子核を除く	200点
	15:30~16:40 (70分)	外国語	英語 , リーディング, ライティング	100点
配 点 合 計				400点

**前期/1次試験場** 3会場から選択可能です。

大阪会場	名古屋会場	広島会場
関西大学 千里山キャンパス 第4学舎〔工学部〕	河合塾 名駅キャンパス18号館 名駅校(医進館/東大・京大館)	広島県立 広島産業会館 〔西展示館〕

**前期 / 1次試験合格発表**

**日時：**平成20年2月19日（火）午後4時

**方法：**大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲載します。

**注意：**電話や郵便などによる可否の問い合わせには一切応じません。

ホームページの誤操作、読み違いを理由とした2次試験の欠席は一切認めません。

**前期 / 2次試験（小論文・面接）**

1次試験合格者について実施します。

**日時：**平成20年2月23日（土）午前8時20分

**場所：**大阪医科大学本部キャンパス内 講義実習棟2階 もしくは 臨床第1講堂

**注意：**集合場所は受験番号により異なりますので、当日の案内掲示に従って下さい。

受験票および筆記用具を必ず持参して下さい。

当日の欠席者は棄権したものとみなします。

**前期 / 2次試験合格発表**

**日時：**平成20年2月26日（火）午後1時

**方法：**合格者受験番号を大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲載するとともに、連絡用宛名シールに記載のある保護者現住所で受験者本人宛に合格通知書および入学に関する手続関係書類を送付します。

**注意：**合格発表に関する電話、郵便等による問い合わせには一切応じません。

**前期 / 繰り上げ合格について**

2次試験合格者発表と同時に繰り上げ合格候補者（補欠）を決定し、繰り上げ合格候補者（補欠）受験番号を大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲載するとともに、連絡用宛名シールに記載のある保護者現住所で受験者本人宛に文書で通知します。

**なお、一般入学試験（後期）およびセンター試験利用入学試験においては、繰り上げ合格は行いません。**

**【注意事項】**

1. 合格者に欠員が生じた場合に限り、順次繰り上げて合格者を決定し、通知します。
2. 繰り上げ合格候補者（補欠）は必ずしも合格するとは限りません。
3. 合格者には、保護者現住所で受験者本人宛に郵送または電話にて通知します。
4. 指定期日までに入学手続を完了しない場合や、連絡なく手続未了の場合は合格を取り消すものとします。
5. 繰り上げ合格状況に関する問い合わせには一切応じません。

**前期 / 入学手続**

合格者は下記期限までに入学手続を完了して下さい。

**期限：**平成20年3月4日（火）午後3時

**方法：**入学試験要項に記載する第1期納入金を納付し、同時に大学が指定する下記の書類を提出することで完了します。

**注意：**指定の期日までに入学手続を完了しない場合や、連絡なく手続未了の場合は合格を取り消すものとします。

**【提出書類】**

宣誓書、学生カード、住民票記載事項証明書（外国籍の方は登録原票記載事項証明書）、学籍簿用写真1枚（5cm×5cm）、抗体検査（4種）・予防接種証明書

抗体検査と予防接種の実施...入学後直ちに病院実習を実施しますので、陰性の方は感染予防のため、ワクチン接種を済ませる必要があります。

# 平成20年度入学試験要項

**後 期 / 募集人員** 10名

**後 期 / 入学願書受付期間**

平成19年12月17日(月)から平成20年2月26日(火)午後5時 必着

- ・願書受付は、上記期間中に郵送されたものに限ります。
- ・願書送付先 〒569 - 8686 大阪府高槻市大学町2番7号

大阪医科大学 広報・入試センター TEL 072 (684) 7117 (直通)

**後 期 / 1次試験日および試験科目 (マークシート方式で行います)**

月 日(曜)	時 間	教 科	科 目(出題範囲)	配 点
平成20年 3月4日(火)	9:30 ~ 11:10 (100分)	数 学	数学(数 , 数 , 数 , 数A, 数B, 数C) { 数Bの科目中, 統計とコンピュータ・数値 計算とコンピュータを除く 数Cの科目中, 統計処理を除く }	100点
	12:30 ~ 14:30 (120分)	理 科	理科(「物理 , 物理 」, 「化学 , 化学 」 「生物 , 生物 」の3区分中2区分選択) { 物理 , 物理 の科目中, 原子, 電子と物 質の性質, 原子と原子核を除く }	200点
	15:30 ~ 16:40 (70分)	外国語	英語 , リーディング, ライティング	100点
配 点 合 計				400点

**後 期 / 1次試験場** 河合塾 大阪校および医進館

**後 期 / 1次試験合格発表**

日 時: 平成20年3月7日(金)午後4時

方 法: 大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲載します。

注 意: 電話や郵便などによる可否の問い合わせには一切応じません。

ホームページの誤操作、読み違えを理由とした2次試験の欠席は一切認めません。

**後 期 / 2次試験(小論文・面接)** 1次試験合格者について実施します。

日 時: 平成20年3月18日(火)午前8時20分

場 所: 大阪医科大学本部キャンパス内 講義実習棟2階 もしくは 臨床第1講堂

注 意: 集合場所は受験番号により異なりますので、当日の案内掲示に従って下さい。

受験票および筆記用具を必ず持参して下さい。

当日の欠席者は棄権したものとみなします。

**後 期 / 2次試験合格発表**

日 時: 平成20年3月19日(水)午後1時

方 法: 合格者受験番号を大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲載するとともに、連絡用宛名シールに記載のある保護者現住所で受験者本人宛に合格通知書および入学に関する手続関係書類を送付します。

注 意: 合格発表に関する電話、郵便等による問い合わせには一切応じません。

**後 期 / 入学手続** 合格者は下記期限までに入学手続を完了して下さい。

期 限: 平成20年3月26日(水)午後3時

方 法: 入学試験要項に記載する第1期納入金を納付し、同時に大学が指定する下記の書類を提出することで完了します。

注 意: 指定の期日までに入学手続を完了しない場合や、連絡なく手続未了の場合は合格を取り消すものとします。



## 【提出書類】

宣誓書、学生カード、住民票記載事項証明書（外国籍の方は登録原票記載事項証明書）、学籍簿用写真1枚（5cm×5cm）、抗体検査（4種）・予防接種証明書

抗体検査と予防接種の実施...入学後直ちに病院実習を実施しますので、陰性の方は感染予防のため、ワクチン接種を済ませる必要があります。

## センター試験利用入学試験

**募集人数** 5名

### 出願資格

下記1～7のいずれかの要件を満たし、かつ、平成20年度大学入試センター試験において本学が指定する教科・科目を受験する者。

1. 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を卒業した者および平成20年3月卒業見込みの者。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および平成20年3月修了見込みの者。
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および平成20年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者および平成20年3月31日までに修了見込みの者。
5. 文部科学大臣の指定した者。
6. 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者または高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者および平成20年3月31日までに合格見込みの者で、平成20年3月31日において18歳に達している者。
7. 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成20年3月31日において18歳に達している者。

上記7の個別の入学資格審査を希望する者は、本学の広報・入試センター（072-684-7117直）までお問合せ下さい。個別資格審査申請書は下記の本学ホームページからPDF形式にてダウンロード出来ます。

ホームページアドレス：<http://www.osaka-med.ac.jp/deps/gakumu/index.html>

**1次試験日** 平成20年1月19日（土）および1月20日（日） 大学入試センター試験日

### 出願手続

下記書類等を取りまとめ、本学所定の封筒（青色）で書留速達便により郵送して下さい。

本学担当窓口への持参による出願は一切受け付けません。

（1）**入学願書**.....本学所定の用紙（青色）に**受験者本人が楷書**で明瞭に記入して下さい。

（学校名コード欄の記入の際は、入試要項に掲載の「高等学校等コード表」を参照して下さい）

【注意】願書には必ず、大学入試センターから送付された平成20年度私立大学用の「センター試験成績請求票」を所定の場所に貼付して下さい。貼付がない場合、今年度以外の成績請求票が貼付されている場合、私立大学用以外の成績請求票が貼付されている場合には無効となりますので注意して下さい。

（2）**調査書**... 文部科学省指定の様式により、出身学校長が作成したもので、厳封されたもの。高等学校卒業見込みの者は、出願時点で最新の成績・出欠状況等の記載されたものを提出して下さい。

高等学校卒業程度認定試験合格者または従前の大学入学資格検定合格者は、合格成績証明書（見込者は合格見込成績証明書）を提出して下さい。なお、免除科目

# 平成20年度入学試験要項

がある場合は、その科目の「成績証明書」(履修した学校で発行)も併せて提出して下さい。

大学入学者選抜実施要項に基づき、高校卒業後5年以上を経過して調査書に「指導に関する記録」が記載できない場合は、その旨調査書に記載するか、調査書が提出できない場合は卒業証明書と成績証明書を提出して下さい。

(3) 受験票...氏名および選択する理科2区分に 印で囲み、4 cm × 3 cm (縦 × 横) 脱帽・正面・上半身で3ヵ月以内に撮影した写真を貼付して下さい。

(4) 入学検定料等納金書...センター試験利用入学試験 32,000円

同封の銀行振込用紙(青色)に必要な事項を記入のうえ振込を済ませ、「検定料等振込済証明書」を貼付して提出して下さい。「振込金受取書」はお手元に保管して下さい。

検定料の振込期間 平成19年12月13日(木)～平成20年1月31日(木)

(5) 受験票返送用封筒.....返信用切手(770円分)を貼付し、返送先の郵便番号、住所(受験者本人に必ず届くところ)、氏名を記入して下さい。

(6) 連絡用宛名シール.....合否通知の発送に利用しますので、**保護者郵便番号・現住所で受験者氏名を4枚全てに記入して下さい。**

## 注意事項

1. 上記の手續を完了した方には、本学から受験票を交付します(1週間程度を要します)。
2. 出願書類に不備がある場合は、受理いたしません。
3. 出願書類に虚偽の記載があった場合は、合格を取り消すことがあります。
4. 提出された出願書類および既納の入学検定料は、理由の如何を問わず、一切返却いたしません。

## 入学願書受付期間

平成19年12月17日(月)から平成20年1月31日(木)午後5時 必着

- ・ 願書受付は、上記期間中に郵送されたものに限りです。
- ・ 願書送付先 〒569 - 8686 大阪府高槻市大学町2番7号  
大阪医科大学 広報・入試センター TEL 072 (684) 7117 (直通)

## 1次試験日および試験科目

月 日(曜)	教科	科 目(出題範囲)	配 点
平成20年 1月19日(土)  20日(日)  (大学入試センター試験)	国 語	「国語」	100点
	数 学	「数学 ・ 数学A」, 「数学 ・ 数学B」2科目必須	200点 (各100点)
	地理歴史 公 民	地理歴史「世界史B」, 「日本史B」, 「地理B」および公民「現代社会」, 「倫理」, 「政治・経済」の6科目の中から1科目選択	50点
	理 科	「物理」, 「化学」, 「生物」の3科目の中から2科目選択	200点 (各100点)
	外 国 語	「英語」	200点
配 点 合 計			750点

「地理歴史、公民」については、2科目を受験している場合には高得点の科目の成績を用います。

「理科」については、3科目を受験している場合には高得点の科目の成績を用います。

「国語」については、大学入試センター試験が200点満点のため100点に換算します。

「地理歴史、公民」については、大学入試センター試験が100点満点のため50点に換算します。

「英語」については、大学入試センター試験の筆記試験が200点満点、リスニング試験が50点満点のため、筆記試験を180点、リスニング試験を20点に換算します。

**1次試験場** 大学入試センター試験受験地

**1次試験合格発表**

日 時：平成20年2月26日（火）午後1時

方 法：大阪医科大学本部キャンパス内と本学ホームページに掲示します。

注 意：電話や郵便などによる合否の問い合わせには一切応じません。

ホームページの誤操作、読み違えを理由とした2次試験の欠席は一切認めません。

**2次試験（小論文・面接）** 1次試験合格者について実施します。

日 時：平成20年3月11日（火）午前8時20分

場 所：大阪医科大学本部キャンパス内 講義実習棟2階 もしくは 臨床第1講堂

注 意：集合場所は受験番号により異なりますので、当日の案内掲示に従って下さい。

受験票および筆記用具を必ず持参して下さい。

当日の欠席者は棄権したものとみなします。

**2次試験合格発表**

日 時：平成20年3月12日（水）午後4時

方 法：合格者受験番号を大阪医科大学本部キャンパス内および本学ホームページに掲示するとともに、連絡用宛名シールに記載のある保護者現住所で受験者本人宛に合格通知書および入学に関する手続関係書類を送付します。

注 意：合格発表に関する電話、郵便等による問い合わせには一切応じません。

**入学手続** 合格者は下記期限までに入学手続を完了して下さい。

期 限：平成20年3月21日（金）午後3時

方 法：入学試験要項に記載する第1期納入金を納付し、同時に大学が指定する下記の書類を提出することで完了します。

注 意：指定の期日までに入学手続を完了しない場合や、連絡なく手続未了の場合は合格を取り消すものとします。

**【提出書類】**

宣誓書、学生カード、住民票記載事項証明書（外国籍の方は登録原票記載事項証明書）、学籍簿用写真1枚（5cm×5cm）、抗体検査（4種）・予防接種証明書

抗体検査と予防接種の実施...入学後直ちに病院実習を実施しますので、陰性の方は感染予防のため、ワクチン接種を済ませる必要があります。

共通事項（一般・センター）

**給付奨学金制度**

本学入学者について、受験成績が優秀であった数名（特待生）に対し、給付奨学金制度があります。

**任意の寄付または学債**

入学後、「募金趣意書」により任意の寄付金または学債をお願いします。

入学前の寄付金または学債募集は行っておりません。

**既納入金の返還について**

入学手続完了者で平成20年3月31日（月）午後5時までに本学所定の書面により入学辞退を申し出た場合、入学金以外の納入金を返還します。

**奨学金貸与制度について**

本学では、学業・人物ならびに経済的事情等を考慮して、選考のうえ貸与する奨学金制度（1学年原則として5名、1人当たり年額約170万円）があります。

# 平成20年度入学試験要項

上記の他、仁泉会（本学同窓会）奨学金、日本学生支援機構奨学金（旧：日本育英会）、その他の奨学金貸与制度もあります。

## 納入金

（単位：円）

項目	納期	初年度納入金			2年次以降 納入金（年額）
		第1期（入学手続時）	第2期（9月15日）	第3期（1月15日）	
入学金		1,000,000			
授業料		640,000	620,000	620,000	1,880,000
実習料		120,000	120,000	105,000	345,000
施設拡充費		420,000	420,000	420,000	1,260,000
教育充実費		3,000,000	1,000,000	1,000,000	900,000
納期別計		5,180,000	2,160,000	2,145,000	
年度別納入金		9,485,000			4,385,000
6年間総計		31,410,000			

（注）上記納入金以外に、入学手続時にPA会（保護者会）会費（年額 100,000円）のうち第1期分 50,000円および学友会入金金 5,000円、学友会会費（年会費）10,000円をそれぞれ委託徴収します。

## 特別奨学ローン制度について

本学に入学した者および在学生の保護者に対して、本学と協定を結んだ銀行（三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行）の全国本支店による本学納入金を使用とする特別奨学ローン制度があります。



## ）大学院医学研究科（博士課程）

### 専攻および募集人員

専攻	授業科目	募集人員	
形態系	解剖学（ ）（ ） 病理学（ ）（ ） 微生物学	10	54
機能系	生理学（ ）（ ） 生化学、薬理学、救命病態機能学、生体分子学	8	
社会医学系	衛生学・公衆衛生学、法医学	4	
内科系	内科学（ ）（ ）（ ） 神経精神医学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、病態検査学	14	
外科系	外科学（一般・消化器外科学、胸部外科学、脳神経外科学） 整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、産婦人科学、麻酔科学 泌尿器科学、口腔外科学、形成外科学	18	

入学志願者は授業科目のうち2科目まで選び志願することができる。この場合、第1志望および第2志望の授業科目名を入学願書および受験票の所定欄に記入してください。

「がんプロフェッショナル養成プラン」は別途授業があります。（内科学、放射線医学、一般・消化器外科学）

## 出願資格

- （1）大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者及び平成20年3月卒業見込みの者。
- （2）外国において学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学又は修業年限6年の獣医学）を修了した者。
- （3）文部科学大臣の指定した者。

旧大学令による大学の医学又は歯学の学部において、医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者。

防衛庁設置法による防衛医科大学校を卒業した者。

修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者で、本研究科において大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

- (4) その他本研究科において、大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

## 出願手続

- (1) **入学願書**.....別添の本学所定用紙に『記入上の注意』をよくふまえ、楷書で明瞭に記入してください。記載事項と事実が相違していることが判明した場合は、入学を取り消すことがあります。
- (2) **履歴書**..... 印の注意事項をふまえた上で、入学願書裏面の履歴書欄に空白期間のないよう正確に記入してください。また入学は4月1日付、卒業は3月31日付にしてください。
- (3) **受験・入学承諾書**.....官公庁、民間会社等に就職中の者は当該機関長の受験・入学承諾書（別添の本学所定用紙）を添付してください。（要公印）
- (4) **志望理由書**.....別添の本学所定用紙に志望理由等、必要事項を記入してください。
- (5) **調査書**.....出身大学（学部）長が作成し、厳封したものを提出してください。
- (6) **受験票**.....別添の本学所定用紙に必要事項を記入し、写真（出願3ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦4cm、横3cmのもの）を貼付し提出してください。副表も同様です。
- (7) **入学検定料**.....同封の振込依頼書に必要事項を記入の上、振込を済ませ、『検定料等振込済証明書』を貼付して提出してください。『振込金受取書』はお手元に保管してください。
- (8) **連絡用宛名票**.....郵便番号、住所（マンション名、号室）、氏名を4枚全てに正確にご記入ください。
- (9) **受験票返信用封筒** .....郵送出願の場合、同封の返信用封筒に返信用切手（770円分）を貼付し、返送先の郵便番号、住所、氏名をご記入の上、出願書類と共に送ってください。
- (10) **その他**.....医師免許証、歯科医師免許証取得者はその写し（A4に縮小のこと）、臨床研修修了者は修了証明書、臨床研修中の場合には臨床研修修了見込証明書を添付してください。

<注意事項> は郵送出願の場合のみ必要です。

## 出願期間

- (1) **受付期間** 平成19年12月14日（金）から平成20年1月11日（金）まで <必着>  
平日午前9時から午後4時まで。土曜日は正午まで。  
但し、祝日、日曜日、第2・第4土曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く
- (2) **受付方法** 郵送出願、窓口出願のいずれも可能です。但し、郵送出願の場合は郵便事情を十分に考慮して、受付期日に遅れないよう速達・書留郵便にて送付してください。
- (3) **受付場所** 〒569-8686 大阪府高槻市大学町2番7号  
大阪医科大学 学務部 大学院課（新講義実習棟4階） TEL 072(683)1221（内線3033）

## 個人情報の取り扱いについて

受験生の皆様が本学を受験する際に提出された出願書類（願書、調査書など）に記載された個人情報（住所、氏名等）は、本学におきまして入学試験に関する業務（入学試験実施、合否判定、入学手続きなど）を行うために利用し、その他の目的に利用することはありません。

# 平成20年度入学試験要項

## 入学者選抜方法

入学者の選抜は、外国語試験、専攻授業科目試験、面接試験、および調査書等を統合して判定します。

### 1) 入学試験日時、試験科目および場所

月 日 (曜)	時 間	試験科目	場 所
1月31日(木)	9:30~11:30	外国語	臨床第一講堂
	12:30~16:00	面接	試験当日に案内します
2月1日(金)	14:00~16:30	専攻授業科目	担当教授に御確認ください

外国語は「英語4題、ドイツ語2題」のうちから3題(英語2題以上)を選択し、それを入学願書及び受験票の所定欄に記入してください。(辞書持ち込み可。但し電子辞書は持込不可)

## 合格者発表

平成20年2月29日(金)午前9時に本学内に掲示し、本人宛てに合格通知及び入学手続書類を送付します。

なお、大阪医科大学 学務部ホームページにも掲載します。

URL <http://www.osaka-med.ac.jp/deps/gakumu/index.html>

## 入学手続

合格者は平成20年3月14日(金)午後3時までに手続きを完了してください。

入学手続きに必要なものは、次のとおりです。

本学所定の宣誓書 1部

保証書(身元保証人1人を定め、本学所定の用紙に記入したもの。)

その他必要な書類

納付金: 入学時 340,000円(入学金230,000円 授業料70,000円 実習料40,000円)

項目	納期	初 年 度 納 入 金			2 年 次 以 降 納 入 金 ( 年 額 )
		第 1 期 ( 入 学 手 続 時 )	第 2 期	第 3 期	
入 学 金		230,000円			
授 業 料		70,000円	70,000円	60,000円	200,000円
実 習 料		40,000円	30,000円	30,000円	100,000円
合 計		340,000円	10,000円	90,000円	300,000円

## 奨学金給付制度

解剖学、解剖学、病理学、病理学、微生物学、生理学、生理学、医化学、薬理学、衛生学・公衆衛生学、法医学、生体分子学を専攻する学生に対し、在学期間中年額300,000円の奨学金を給付します。

## 【注意事項】

(1) 受験者は1月31日(木)午前9時、2月1日(金)午後1時30分までに試験会場に御参集ください。

(2) 入学試験に関する照会は、宛名を明記して切手を貼付した封筒同封の上、本学学務部宛にお送りください。

）看護専門学校入学試験要項

推薦入学試験

**募集人員**

看護学科（3年課程） 20名  
指定高等学校数 35校

**受験資格**

1. 平成20年3月高等学校卒業見込みの者  
なお、疾病などの心身の異常のために国家資格がとれない等のおそれのある場合は、事前にご相談ください。

**推薦基準**

推薦者は1学校1名以内

1. 人間を心身両面にわたって理解し、病んでいる人に対して看護者となり得る人
  2. 成績が全体の評定平均値3.7以上であること
  3. 専願で合格後は必ず入学すること
  4. 学校長の推薦があること
  5. 原則として卒業後本学附属病院へ就職すること
- （助産師資格取得等のために進学される場合は選考により返還猶予制度あり 詳細はお問い合わせください。）

**出願手続**

1. 出願期間 **平成19年11月1日（木）～11月7日（水）午後4時30分 必着**
2. 出願書類の提出先および問い合わせ先  
〒569 - 0095 大阪府高槻市八丁西町7番6号  
大阪医科大学附属看護専門学校 入試担当 TEL 072 (684) 0871
3. 次の書類等を準備し「出願書類提出用封筒」に入れて郵便局の窓口より送付していただくか、本校まで持参（平日 午前8時30分～午後4時30分）してください

書 類 等	備 考
推薦書	様式1 在籍している高等学校長が作成したもの
入学願書	様式2 写真（3ヶ月以内に撮影した正面上半身、無帽、縦5cm×横4cmのもの）を写真貼付欄に貼付けてください。
受験票（正・副）	様式3 入学願書と同一の写真写真貼付欄に貼り付けてください。
調査書	出身の高等学校長が作成し、厳封したもの
受験料納付書	様式4 入学検定料（25,000円）を同封の振込依頼書で振り込み、収納印を受けた「受験料振込証明書」を貼付けてください。
連絡用宛名シール	様式5 合否通知の発送に利用しますので、受験者本人の住所・氏名を記入してください。
受験票返送用封筒	返信用切手（560円分）を貼り、受験者本人の住所・氏名を記入してください。

注意事項

- ・提出書類は黒ボールペンを使用して楷書で記入してください。
- ・記入誤り等は2重線で消し、訂正印を押し書き直してください。修正ペン等は使用しないでください。
- ・提出後に住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出ください。
- ・受験票が試験日の5日前までにお手元に届かない場合はご連絡ください。
- ・一旦受理した提出書類及び受験料は理由のいかんにかかわらず返還できません。

# 平成20年度入学試験要項

## 日 程

月 日	備 考
平成19年11月16日（金）	午前9時～午後4時 本校校舎にて実施しますので午前8時30分までに集合してください。

## 試験科目

科 目
学科試験
国語総合（古文漢文を除く）
小論文
適性試験
面接試験
集団面接
個人面接

### 受験に関する注意事項

- ・受験票は必ず持参してください。（受験票を忘れた場合は受付で申し出てください）
- ・携帯品として、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、赤鉛筆2本、消しゴム、定規）メガネ、時計、昼食等に限りです。なお、携帯電話や電子手帳等の持ち込みはできません。

## 選考方法

学科試験、適性試験、面接試験の結果と、調査書、推薦書等の提出書類を審査し、将来本学が求める良い看護師としての資質を持つ者を総合的に選考します。

## 合格発表

平成19年11月23日（金）

合否については学校に通知するとともに本人宛に合否通知書を送付します。なお、合格者には入学に関する手続き書類を送付します。

合格発表に関して電話でのお問い合わせは一切お答えできません。

## 入学手続

合格者は平成19年12月7日（金）午後4時50分までに入学金等納付金を納入し手続きを完了してください。なお、平成20年3月末までに高等学校を卒業できなかった者は、入学資格を取り消します。

## 一般入学試験

## 募集人員

看護学科（3年課程） 60名（内訳：前期試験 50名、後期試験 10名）

## 受験資格

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、または平成20年3月卒業見込みの者
2. 学校教育法第56条の第1項に該当する者  
なお、疾病などの心身の異常のために国家資格がとれない等のおそれのある場合は、事前にご相談ください。

## 出願手続

1. 出願期間 **前期試験** 平成19年12月10日（月）～12月25日（火）午後4時30分 **必着**  
**後期試験** 平成20年 1月21日（月）～ 1月31日（木）午後4時30分 **必着**
2. 出願書類の提出先および問い合わせ先  
〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町7番6号  
大阪医科大学附属看護専門学校 入試担当 TEL 072(684)0871
3. 出願書類等  
次の書類等を準備し「出願書類提出用封筒」に入れて郵便局の窓口より送付していただくか、本校まで持参（平日 午前8時30分～午後4時30分）してください。



## 平成20年度入学試験要項

書 類 等	備 考
入学願書	様式 1 写真（3ヶ月以内に撮影した正面上半身、無帽、縦5cm×横4cmのもの）を写真貼付欄に貼付けてください。
受験票（正・副）	様式 2 入学願書と同一の写真写真を写真貼付欄に貼り付けてください。
調査書	出身の高等学校長が作成し、厳封したもの。なお、調査書が提出できない場合は、成績証明書及び卒業証明書を提出してください（平成15年3月以前に卒業された方は卒業証明書のみで結構です）。 大学入学資格検定合格者又は高等学校卒業程度認定合格者は、合格成績証明書を提出してください。
受験料納付書	様式 3 入学検定料（25,000円）を同封の振込依頼書で振り込み、収納印を受けた「受験料振込証明書」を貼付けてください。
連絡用宛名シール	様式 4 合否通知の発送に利用しますので、受験者本人の住所・氏名を記入してください。
受験票返送用封筒	返信用切手（560円分）を貼り、受験者本人の住所・氏名を記入してください。

### 注意事項

- ・ 提出書類は黒ボールペンを使用して楷書で記入してください。
- ・ 記入誤り等は2重線で消し、訂正印を押し書き直してください。修正ペン等は使用しないでください。
- ・ 提出後に住所等の変更があった場合は、すみやかに届け出ください。
- ・ 受験票が試験日の5日前までにお手元に届かない場合はご連絡ください。
- ・ 一旦受理した提出書類及び受験料は理由のいかんにかかわらず返還できません。

### 前期試験の日程・試験科目

前期試験では、一次試験と二次試験があります。一次試験（筆記試験）を行い、その合格者を対象に二次試験（面接試験）を行っています。一次試験から合格発表までの流れは次のとおりです。

月 日	項 目	備 考
平成20年 1月12日（土）	一次試験 <筆記試験> ・ 国語総合 （古文、漢文を除く） ・ 数学 ・ A ・ 英語 ・ ・ 適正検査	午前9時～午後1時30分 本校校舎にて実施しますので午前8時30分までに集合してください。
平成20年 1月13日（日）	一次試験合格発表	午前8時に本校玄関エントランスにて一次試験合格者の受験番号を掲示します。
平成20年 1月13日（日）	二次試験 <面接試験> ・ 集団面接 ・ 個人面接	午前8時～午後4時 本校校舎にて実施します。 終了時刻は受験番号により異なります。
平成20年 1月19日（土）	前期試験合格発表 12:00	正午に本校玄関エントランスおよび本校ホームページ（ <a href="http://www.osaka-med.ac.jp/deps/kango/index.html">http://www.osaka-med.ac.jp/deps/kango/index.html</a> ）に合格者及び補欠者の受験番号を発表し、合否の結果を別途通知します。（合格者には合格通知書並びに入学に関する手続書類を発送します。） なお、合格通知を受理された時点で合格の確定としますので通知が届かない場合はご連絡ください。

# 平成20年度入学試験要項

## 後期試験の日程・試験科目

後期試験では、筆記試験と面接試験により選考します。合格発表までの流れは次のとおりです。

月 日	項 目	備 考
平成20年 2月 9日 (土)	<筆記試験> ・国語総合 (古文、漢文を除く) ・適正検査 <面接試験> ・集団面接 ・個人面接	午前9時～ 本校校舎にて実施しますので午前8時30分までに集合してください。
平成20年 2月16日 (土)	後期試験合格発表 12:00	正午に本校玄関エントランスおよび本校ホームページ ( <a href="http://www.osaka-med.ac.jp/deps/kango/index.html">http://www.osaka-med.ac.jp/deps/kango/index.html</a> ) に合格者及び補欠者の受験番号を公表し、合否の結果を別途通知します。(合格者には合格通知書並びに入学に関する手続書類を発送します。) なお、合格通知を受取された時点で合格の確定としますので通知が届かない場合はご連絡ください。

### 受験に関する注意事項

- ・受験票は必ず持参してください。(受験票を忘れた場合は受付で申し出てください)
- ・携帯品として、筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、赤鉛筆2本、消しゴム、定規)メガネ、時計、昼食等に限りです。なお、携帯電話や電子手帳等の持ち込みはできません。
- ・合格発表に関して電話でのお問い合わせは一切お答えできません。

## 入学手続

合格者は次の日時までに入学金等納付金を納入し手続きを完了してください。

なお、平成20年3月末までに受験資格を取得できなかった方は、入学資格を取り消します。

## 補欠合格者

入学手続き締め切り後に欠員が生じた場合は、補欠者から繰り上げ合格者を決定します。

## 共通事項(推薦・一般)

## 納付金

入学手続きに必要な納付金は次のとおりです。

費 目	金 額	備 考
入 学 金	300,000円	
授 業 料	200,000円	前期分(後期分は10月15日までの納付)
施設設備費	20,000円	〃 〃
実験実習料	25,000円	〃 〃
計	545,000円	

- ・上記納付金以外に入学時には、教科書、実習衣、スポーツウェア、教育キャンプ等諸経費として別途預かり金として17万円が必要です。
- ・一般入学試験にて入学手続きを行った者が、平成20年3月31日までに書面により入学辞退を申し入れた場合には、上記の納付金から入学金を除いた額を返還します。
- ・2年次以降の納付金は年額49万円(授業料40万円、施設設備費4万円、実験実習料5万円)を2期(前期、後期)分納と教材費(2年次4万円、3年次7万円)が必要です。

## 奨学金

### 1. 大阪医科大学附属看護専門学校奨学金

大阪医科大学附属看護専門学校奨学金貸与規程にもとづき、**希望者全員**に授業料相当額（40万円）を毎月分割して貸与します（第1回交付は4月24日です）。

この奨学金は、本校卒業後に引き続き大阪医科大学附属病院へ勤務した場合は、勤務期間に応じた返還額が免除されます。（3年以上勤務した場合は全額免除されます。）

### 2. 日本学生支援機構奨学金

### 3. 大阪府看護師等修学資金などの奨学金

## 卒業後の資格

### 1. 看護師国家試験の受験資格

### 2. 保健師学校や助産師学校の受験資格

### 3. 専門士（医療専門課程）の称号授与

### 4. 大学又は短期大学への編入が可能

## その他

### 1. 学生寮はありません

### 2. 推薦入学試験は指定校推薦を行っています

### 3. 個人情報の取り扱いについて

入学試験において取得した個人情報は次のとおり取り扱いますので予めご了承ください。

・個人情報については、「大阪医科大学附属看護専門学校個人情報についての基本方針」および「同個人情報の利用目的」に基づいて取り扱います。

・出願書類等に記載された氏名、住所その他の個人情報は、入学者選抜、合格発表、入学手続処理を行うために利用します。なお、入学者には学籍管理、学生支援（健康、授業料、奨学金）業務を行うために利用します。



## フィンランド、タンペレ大学との国際交流協定について

中山国際医学医療交流センター長 河野 公一

今年9月10日、かねてより当センターに対して国際交流の打診があったフィンランド・タンペレ大学との交流協定書の調印が、現地で行なわれました。

タンペレ大学は、首都ヘルシンキに次ぐフィンランド第2の都市タンペレにある総合大学で、特に医学部は森と湖を持つ広大な国土をカバーするため遠隔教育に力を入れ、市郊外に本社があるノキア社のバックアップによって、ヨーロッパ各地の大学と教育、研究ネットワークを展開しています。タンペレ市は人口約20万、古くから繊維工業で栄えた町で、またムーミンの原作者トーベ・ヤンソンの作品が展示されたムーミン博物館があることでも知られています。

この度、タンペレ大学で開催された第11回国際環境複合影響会議に出席し、調印式に臨む機会を得ました。

調印式では学会で共同発表を行なった本学大学島原政司教授、土手友太郎、臼田寛両准教授、山鳥江美助教を始め、金沢大学岡田晃元学長、フィンランド国立産業医学研究所のErgo Priha教授らが立ち合う中、私とOlavi Manninen タンペレ大学国際ネットワークセンター所長（医学部公衆衛生学教授）がサインをしました。

協定書には両大学の学生や教員、研究者の相互交流と、Web-baseによる遠隔教育の相互協力等について文章が盛り込まれています。

今後はこの協定をベースに交流が行なわれますが、近い将来、タンペレ大学学長を本学に迎えて植木学長と大学間協定書の調印を行なっていただく予定です。

教職員を始め関係各位には当センターの活動に際し今後ともご助力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



交流協定書



左：Olavi Manninen所長  
右：Ergo Priha教授

(写真左) 調印式にて

第7回国際交流シンポジウムを開催して

中山国際医学医療交流センター長 河野 公一

中山国際医学医療交流センターでは、毎年1回定期的に国際交流に関するシンポジウムを開催してきましたが、今年は7月20日（金）に本学医学会の協賛を得て行われました。

今回のシンポジウムは「各国の医学教育、スクールライフ、文化を学ぼう」をメインテーマに昨年に続き医学生および大学院生が主役で開催されました。参加者の出身国は、米国、ロシア、中国、イラン、日本の5ヵ国で、米国からは、3年前よりPBL tutorial教育に関する交流を開始し、今年は昨年同様6月に本学で3週間の研修を行ったハワイ大学医学部の学生3名（Clinton Pongさん、Lynee Saitoさん、Lynn Ngoさん）の参加を得ました。ロシアからは、5年前より相互に夏期病院研修を実施しているアムール医科アカデミーの学生で、今回は7名（Dina Dobrovolskayaさん、Svetlana Mostovayaさん、Alexander Korotkikhさん、Evgeniy Tarasyukさん、Alexandr Kapustyanskiyさん、Gennady kovshikさん、Evgeny Druzhininさん）に引率教員のTatiana Gudkina 教授が加わっての参加でした。また中国からは本学大学院（衛生学・公衆衛生学）で研究を行っているSun Weiさん、イランからは同じく本学大学院を終了し一般・消化器外科で研鑽中のElham Fakhrejehaniさん、さらに本学4年生の石川翠さんがプレゼンテーションを行いました。

シンポジウムは、交流センター運営委員で本学附属病院副院長である花房俊昭教授と衛生学・公衆衛生学教室の山鳥江美助教の司会により、ハワイ大学学生の初めてのビデオ参加（彼等の研修中に、予め録画しておいたもの）から始まりました。パワーポイントを駆使したそれぞれの発表は、各国の医学教育システムや、医師免許取得の仕組、さらにスポーツクラブや文化サークルなどの学生生活等々多岐におよび、このような機会が無い限りめったに知ることの出来ない貴重な話ばかりで、予定していた2時間がまたたくまに過ぎました。またコメンテーターとして参加していただいた生理学教室の相馬義郎講師やフロアーの本学学生諸君を交えた活発な討論には、彼等の英会話能力やコミュニケーションスキルのすばらしさに、驚きとともに誇らしさを感じた次第です。

今回のシンポジウムは昨年にも増して発表内容に創意工夫がみられ、大変有意義な会となりました。学部学生や大学院生による国際交流を育むことは、本学の教育目標の一つであり、今回の病院研修、シンポジウムを行うにあたり、ご助言、ご助力をいただいた、國澤理事長、植木学長、竹中病院長をはじめ、参加いただいた教職員各位、学生諸君に改めて感謝申し上げます。



国際シンポジウムに参加して

大阪医科大学医学部4年 石川 翠

最近いくつか新しいクラブが作られました。医学に大いに興味があり、学生のうちから様々な交流や活動がしたいという人は今までにも多かったと思いますが、主たる母体がなかったためにこれまでは個人で活動を進めていくしかありませんでした。私がこの国際シンポジウムで発表するきっかけとなったのも、去年設立された国際交流部に所属していたためです。以前から国際医療にも興味を抱いていたため、この部ができたことはとても嬉しく思いました。今回発表者となって大変良い経験をさせていただき、中山国際医学医療交流センター並びに諸先生方に感謝しております。

国際シンポジウムでは、ハワイ大学・ロシアのアムール医科アカデミー・中国・イラン、そして日本と、複数の国々の医学制度・大学紹介が行われました。ハワイ大学では、アメリカの制度と等しく、2年間の理系大学の課程を経て、4年の医学校を卒業するというものです。学生が発表者であったこともあり、楽しそうな学生生活の紹介もありました。日本のようなクラブ活動はなく、ボランティアやハワ

イの自然の中での娯楽が活発でした。ロシアの発表には自然の美しい写真が多く使われており、それがとても印象的でした。アムール医科アカデミーは日本と同じく6年生の医学校です。夏休み中にアムールの学生たちは約3週間日本に滞在しており、共に食事をし、会話を通じて仲良くなりました。しかし国際シンポジウムでは、お互いに少し緊張していたように思いました。中国、イランの発表をしたのは、それぞれ大阪医科大学大学院への留学生でした。中国では5年間の医学過程を経て専攻へ進むらしいのですが、その専攻は入学時から皆決めており将来警察官や裁判官までの多岐に渡っていることに驚きました。またイランでは7年もの医学教育を受けるらしく、母国語は多くはペルシア語であるにも拘らず英語のテキストを使って学ぶと仰っていました。また、授業中の発言・質問も多く活発な印象を受けました。

この国際シンポジウムの意義は、他国を知ると共に自国の医学制度について振り返るという点もあると思います。質疑応答の際に、



臨床第1講堂にて 最前列右から4人目が石川翠さん

大阪医科大学ではなぜドイツ語を学ぶのかという質問をされました。現場でドイツ語はほとんど今使われていないし、必要ないのではないかということでした。日本ではドイツは医学発展に大いに貢献した地であり、ドイツ語は医学用語にも多く反映されているため重要だと考えられていますが、実際には他国全てがそうではないということも知りました。学風やその国の歴史によっても医学教育に違いは生まれていきます。私にとって大変面白く、興味深い国際交流となりました。是非来年も開催され、さらに多くの学生に聴きにきていただければと思います。



Attendance Certificate

## アムール医科アカデミーからの夏期研修について

中山国際医学医療交流センター長 河野 公一

中山国際医学医療交流センターでは、事業の一環として、ロシア・アムール医科アカデミーと国際交流を結び、相互に夏期病院研修を実施しています。今夏は7月16日(月)～8月6日(月)の期間で、アムール医科アカデミーから学生7名(女性2名、男性5名)(Mr.Evgeniy Tarasyuk、Ms.Dina Dobrovolskaya、Mr.Alexander Korotkikh、Mr.Alexandr Kapustyanskiy、Mr.Gennady Kovshik、Ms.Svetlana Mostovaya、Mr.Evgeny Druzhini)付添教員1名(Ms.Tatiana Gudkina)が来学しました。ここに感想文(原文のまま)を掲載致します。

Alexander Korotkikh

I was happy that I could attend operations at the Neurosurgical Department at Osaka College Hospital. I was impressed by doctor's skillful performance during the operations. Before the trip I was not sure if I would become a surgeon. But now I am certain that I will go into neurosurgery. I am also grateful that I was able to see different examinations like bronchoscopy, angiography. I

saw that the doctors at the hospital use advanced equipment which hospitals in our town lack. I also like the visit to Magnetic Resonance Department. I am thankful to professors and doctors for the lectures and talks they gave us. This summer I finished 3-d year. So I only started studying clinical subjects. So I learnt new things during lectures and talks. When I am back to school I will take advantage of the medical practices I learnt at hospitals I visited in Japan. The library was great. I want to thank doctors and students who took us around the hospitals. Sightseeing was also unforgettable. I hope I will see people I met in Japan again.



Svetlana Mostovaya

Konichiwa my dear friends!!! This was my first time in Japan! I am very happy that I met a new interesting and intelligent people, also I met a lot of new Japanese friends. I enjoyed all days that I spent in your wonderful country.

The program was really great! I got a lot of new knowledge about Japan and your culture and I really liked it, moreover when we were on excursion I liked old buildings and beautiful, powerful temples. I would like to say THANK for all Japanese students, because they spent a lot of time with us and did all this time unforgettable.

Furthermore, I acquainted myself with your medical care system and I think this is fantastic, I saw a many new and modern techniques, saw a lot of hard and interesting operations. It was very exciting when we were in Japanese Educational Clinical Cardiology Society, because it was new for me to learn some cardiac disease by a New Cardiology Patient Simulator "K"; I think this is a good idea. In my opinion, it is really great that in your country you have Emergency Critical Care Center, because this is necessary and help a lot for doctors in medical treatment. So I think that medical care system in Japan is the correct, moreover your system the best of the best.

THANKYOU for your hospitality and your kindness, we never forget our visit in beautiful Japan and never forget all of you. I hope to see you again, so welcome to Russia. See you.....



Sending Love and Good Wishes from Russia

Tatiana Gudkina,  
Associate Professor, English Department

I welcome the opportunity to express my sincere thanks to the professors, doctors, students and all people for their hospitality, who took time and effort to make our stay enjoyable.

When people travel abroad and stay in a different country even for a short time they face culture shock, which results in disappointment and sometimes causes stress. There's no surprising, because countries differ in cultural terms. The difference shows in the way people greet each other, behave themselves in public, give and receive gifts, use body language. The difference also shows in traditions. Take for example Japanese tradition 'Tea ceremony'. We had a chance to see some part of the ceremony, drink Japanese tea and try Japanese cake. Some foreigners might find this tradition strange. But I'd like to quote Japanese writer Kukudzo Okakura, who wrote in his Book about tea as long as in 1906. "Before making fun of this tradition it's worth thinking about how small is the bowl of human happiness and how wise are people who can fill it up." I believe that people should be tolerant and flexible so that they can be prepared to learn to accept differences. When people are open minded and open-hearted they will find it easier to talk to each other, make friends, and enjoy their stay in a foreign country. During our stay we were overwhelmed with impressions about interesting tours, discussions, cuisine.

We belong to different cultures. We share culture with all other people who live in our country. But we also belong to other cultural groups such as ethnic, religious and professional groups. Most of us belong to the same professional group - medical profession. Profession is something that unites us all and helps to find common ground when it comes to talking shop. Students visited different laboratories, attended lectures, seminars, operations. There were some things, which they saw and tried the first time. They surely benefit from such exchange visits in terms of medical science and

## 中山国際医学医療交流センター

practices. They were impressed by the sophisticated equipment which doctors use at the hospitals in Japan. They sure benefit form such exchange visits in terms of medical science and practices.

I hope that this cooperation will continue to develop in the same manner. Please accept our thanks for your hospitality. We will be happy to reciprocate your kindness at any time.



講義実習棟 学1講堂にて

最前列左 Mr.Evgeniy Tarasyuk 右 Ms.Dina Dobrovolskaya  
2列目左より Mr.Alexander Korotkikh Mr.Alexandr Kapustyanskiy  
Mr.Gennady Kovshik  
3列目左より Ms.Tatiana Gudkina Ms.Svetlana Mostovaya  
Mr.Evgeny Druzhinin



中山国際医学医療交流センターにて 歯科口腔外科・有吉先生との質疑応答

## 江蘇省医学会訪日団の本学訪問について

中山国際医学医療交流センター長 **河野 公一**

平成19年9月27日、朱大龍 南京大学医学院附属鼓楼医院 内分泌科主任医師、呂培中 江蘇省人民医院 老年科主任医師、周紅 東南大学附属中大医院神経内科副主任医師ら11名の医師団が本学及び附属病を見学されました。これは日中医学交流センターの依頼によるもので今年3月以来の訪問です。

当日は、植木学長への表敬訪問をはさんで、花房副院長、島原教授、山口リハビリテーションセンター長らの案内で、学内、院内の主な施設を回られ、大変感銘を受けられた様子でした。



リハビリテーション 水浴治療室にて



学長室にて



LDセンター主催講演会

平成19年7月30日(火) 9:30~16:30 大阪医科大学 臨床第1講堂

【2007年夏季集中講座】『読み書き障害の評価と指導』

講師：若宮 英司 先生(藍野大学教授)  
宇野 彰 先生(筑波大学准教授)  
村井 敏宏 先生(平群東小学校教諭)



平成19年7月31日(火) 9:30~17:30

大阪医科大学 臨床第1講堂

【学習障害の子どものための私立学校】

『アセツスクールの教育に学ぶ』

～行動管理の方法、学習のしかたを教える～

講師：Lou Salza 先生(ASSETSスクール代表)  
Patti Jenks 先生(ASSETS高等学校長)  
竹田 契一 先生  
(大阪医科大学LDセンター顧問)



平成19年8月1日(水) 10:00~16:00

大阪医科大学 新講義実習棟

【指導者研修】

『読み書き障害のIEP作成』

講師：村井 敏宏(平群東小学校教諭)  
栗本 奈緒子 先生  
(大阪医科大学LDセンター 言語聴覚士)  
水田 めくみ 先生  
(大阪医科大学LDセンター 言語聴覚士)



# LDセンター活動報告

平成19年8月28日(火) 10:00~16:00 大阪医科大学 新講義実習棟

## 【指導者研修】

『読み書き障害のある中学生のIEP作成』

- 講師：栗本 奈緒子 先生  
 (大阪医科大学LDセンター 言語聴覚士)  
 水田 めくみ 先生  
 (大阪医科大学LDセンター 言語聴覚士)  
 西岡 有香 先生  
 (大阪府教育委員会 言語聴覚士)



平成19年9月9日(日) 13:00~16:30

大阪医科大学 臨床第1講堂

『発達障害の子どもにみられる視覚能力の問題とその指導』 基礎編

~視覚の弱さが学習と運動に与える影響~

- 講師：川端 秀仁 先生(かわばた眼科)  
 奥村 智人 先生  
 (大阪医科大学LDセンター オプトメトリスト)



平成19年10月13日(土) 13:30~16:30

大阪医科大学 臨床第1講堂

『発達障害の子どもにみられる視覚能力の問題とその指導』 実践編(1)

~視覚に弱さを持つ児童のアセスメント~

- 講師：奥村 智人 先生  
 (大阪医科大学LDセンター オプトメトリスト)



## 2007年度 大阪医科大学LDセンター主催 研修会・講演会一覧

日時	曜日	研修名	講師(予定)	時間帯
10月20日	土	学校と保育園・幼稚園で知っておきたい医療管理	玉井浩先生、村田卓士先生、根本慎太郎先生	10:00~12:30
10月20日	土	ダウン症の思春期・青年期の問題の理解と支援	玉井邦夫先生、玉井浩先生	13:30~16:30
10月27日	土	ADHDのある人の思春期・青年期の課題	高山恵子先生、里見恵子先生	13:30~16:30
11月10日	土	ADHD/高機能広汎性発達障害の教育と医療	竹田契一先生、若宮英司先生	10:00~17:00
12月 8日	土	発達障害の子どもにみられる視覚能力の問題とその指導	奥村智人先生、中村明子先生	13:00~16:30
12月22日	土	アセスメント研修会(WISC の解釈を中心に)	山田充先生、谷川友子先生、栗本奈緒子先生	10:00~16:00
12月22日	土	ADHDのIEP作成	米田和子先生、落合由香先生、水田めくみ先生	10:00~16:00
2月 9日	土	視覚能力のアセスメントとトレーニングについて(ワークショップ)	奥村智人先生、三浦朋子先生	10:00~16:00
3月 8日	土	アセスメント研修会(WISC の解釈を中心に)	山田充先生、苫原みさき先生、西岡有香先生	10:00~16:00
3月15日	土	特別支援教育へのヒント~少年院の実践から~	竹田契一先生 他	13:00~16:30

詳しい案内文書・申し込みフォームは、LDセンターホームページよりダウンロードできます <http://www.osaka-med.ac.jp/deps/ldc/index.html>

大阪医科大学LDセンター 研修開発部

平成19年度 市民公開講座

平成19年度市民公開講座が、下記の通り開催されました。

第4回

平成19年9月15日(土) 14時～ 臨床第1講堂

『こどもの鼻の病気』

講師：耳鼻咽喉科 准教授 河田 了



『子供の耳と鼻の病気に使われるお薬と  
上手な飲ませ方』

講師：附属病院薬剤部 梶 沙都子



平成19年度 市民公開講座開催予定

回数	開催日	演題	科名	講師	演題	薬剤師
第5回	11月17日(土)	大動脈瘤の話 ：突然死を予防する手術	胸部外科	教授 勝間田敬弘	大動脈瘤に使われる お薬との上手な付き 合い方	小川 真由子
第6回	12月15日(土)	血液の癌 [白血病について]	臨床検査 医学	教授 田窪 孝行	癌の痛みを和らげる お薬について	高橋 智恵子
第7回	平成20年 1月19日(土)	乳癌の乳房温存療法 について	放射線科	准教授 猪俣 泰典	乳癌のお薬の副作用	細見 誠

院内コンサート



平成19年9月22日(土) 外来棟1階のホールにて院内コンサートが開催されました。昨年はノロウイルス流行の影響でやむなく中止となりましたので2年ぶりの開催となりました。

会場には車椅子・ベッドの70名を含め400名近い患者様やご家族の皆様に来場いただき、2階まで溢れる盛況でした。本学のグリークラブ、室内の管弦楽部、本学のOBで結成される混声合唱団による“秋の唄シリーズ”や花房教授によるヴァイオリン演奏“千の風になって”等、約1時間半にわたる演奏を楽しんでいただきました。中には涙を流しながら口ずさんでおられる患者様もおられました。看護部の皆様をはじめ多くの方々にご協力いただき、心より御礼を申し上げます。

### 消火器取扱実地訓練及び地震体験の実施

平成19年10月9日（火）午後1時30分から総合研究棟前にて、高槻市中消防署の協力により、消火の実地訓練と起震車による地震体験が行われました。100名余りの参加者は、消火器の取り扱い方、地震の揺れを体験し災害対策への認識を新たにしました。



### NICU・ベビールーム消防避難訓練実施



平成19年10月17日（水）午後1時からNICU・ベビールームで消防避難訓練が行われました。深夜にミルクウォーマーから出火した想定でNICU児6名、入院児10名、保育児10名、分娩中産婦1名の避難を実施しました。ベビー人形を使って、全員真剣に取り組み、火災の際の対応を学びました。

### 平成19年度解剖慰霊祭



平成19年10月20日（土）午後2時から、高槻現代劇場大ホールにおいて、平成19年度解剖慰霊祭が執り行われました。当日は好天にも恵まれ、多数のご遺族、さつき会会員（生前献体登録者）にご参列頂きました。来賓各位をお迎えし、本学役員、教職員、学生、看護専門学校生の参列のもと、諸霊位に対し、深い感謝とご冥福を祈り、厳かに終了致しました。

## 大学祭 - 2007 -



今年は創立80周年というよき時を一つの転機として、さらなる飛躍を願って「飛翔」をテーマに10月13日（土）さわらぎキャンパスにおいて、熱気溢れる大学祭が開催されました。

同キャンパスに設けられた野外特設ステージでは、軽音ライブが行われたのを皮切りに、ヒーローショー(獣拳戦隊ゲキレンジャーショー)、空手部演武、グリー部歌唱会、クイズ大会、吉本芸人お笑いライブとピンゴ大会など多彩なイベントが催されました。

また、「本学の大学祭＝豪雨」という等式を今年は打ち破り快晴のキャンパス内でも各クラブがイベントや出展を行い、日頃静寂なキャンパスもこの日ばかりは賑わいを見せていました。

## 名誉・功労教授懇談会



平成19年10月26日（金）午前11時30分から、ホテル日航茨木大阪において、名誉教授13名、功労教授2名の出席により、名誉・功労教授懇談会が開催されました。

松本名誉教授・元学長の乾杯の後、堺名誉教授の司会により和やかに懇親会が進められました。

## 人権教育特別講義



平成19年度の人権教育に関する特別講義が臨床第一講堂において、「高齢者医療における人権」をテーマに下記のとおり開催されました。

平成19年10月31日（水）17:00～18:00

『患者の人権～高齢者の人権～』

講師：きづがわ共同法律事務所

<http://www.kizugawa-law.jp/>

弁護士 青木 佳史 先生

## 保育室運動会



10月13日(土) 小春日和のさわやかな天候の中、保育室の運動会が行われました。

うさぎの帽子をかぶってお母さんと一緒にリズム遊びを楽しんだ赤ちゃんには「かわいい!」と声があがったり、保育士扮するオオカミの登場に泣き出してしまいうちも達もいて、青空に皆の歓声が響きわたりました。卒園児や保護者の方の競技もあり、皆で楽しめた1日でした。

## 第59回 西日本医科学生総合体育大会

第59回西日本医科学生総合体育大会が、京都大学医学部を代表主管校として、西日本の44大学が参加し、京都府を中心会場として7月下旬から8月上旬にかけて20種目の競技が行われました。本学の主な成績は以下のとおりです。

総合成績：1位

上位成績：ゴルフ部(団体) 優勝  
(個人) 優勝 大門篤史  
6位 佐野達志

スキー部(男子総合) 準優勝  
(女子総合) 準優勝  
(ノルディックリレー) 優勝  
(個人;男子15km) 2位 小山泰司  
(個人;女子3km) 1位 西村恵理子  
2位 稲葉惟子  
3位 伊藤優

水泳部(女子総合) 3位  
(女子リレー) 200m 2位  
400m 2位  
(個人) 400mメドレー男子 3位 和泉賢一  
100mバタフライ女子 優勝 太田沙緒里  
50mバタフライ女子 2位 太田沙緒里

柔道部(団体) 優勝  
バスケットボール部(男子) 優勝

弓道部(団体) 7位  
(個人) 3位 笠岡香苗

ヨット部(総合) 7位

剣道部(女子) ベスト8

軟式テニス部(男子団体) ベスト4  
(個人) ベスト8 川口直・酒谷徹ペア

空手部(団体) ベスト8  
(個人) 3位 佐藤陽平

今年度は、各クラブとも目まぐるしい頑張りをみせ、総合成績第1位と素晴らしい成績を残せました。選手の皆様本当にお疲れ様でした。来年度以降もこの調子で邁進し、良い成績を残せるよう尽力する次第であります。先輩諸氏、教職員の皆様、今後とも温かいご支援、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

平成19年度 学友会会長 松代 卓也

全日本医科学生体育大会優勝

柔道部 4 回生 元主将 本田浩太郎

平成19年8月25日、全日本医科学生体育大会柔道部門が新潟で開催され、大阪医科大学柔道部が初優勝を達成しました。昨年は、西医体では優勝したものの僅差で全医体優勝を逃し、3位に終わりましたが、今年は「西医体2連覇、全医体優勝」を成し遂げることができました。昨年の雪辱を晴らす為、部員全員で勝ち取った結果であり、そして、今まで指導して下さった京都府警の辻芳寛師範、部長である麻醉科教授の南敏明先生の多岐に渡るご尽力、また、多くのOBの先生方のご協力の結果であります。



全日本医科学生体育大会優勝

現在の柔道部は、6回生・長谷川義仁、山内洋平、4回生・本田浩太郎、3回生・渡辺智彦、2回生・浦井伸、田邊浩規、1回生・吉本秀郎という部員数7名の学内最少の運動部です。週に3回、沢良木の柔道場で稽古をしていますが、人数が集まらず、なかなか稽古ができていないのが現状です。医学部の柔道の試合は5人制の団体戦のみであり、このような結果を残すことが出来たのは、個々人の今までの努力の成果によるものです。

柔道とは、文字のとおり「道」です。「強くなり、相手に勝つ」、それだけではなく、人として必要なことを学ばねばなりません。それは、礼儀であり、言葉遣いであり、周りへの気配りであり、他人を思いやることであり、自分を律することであり、そしてなによりも苦しいことに直面したときに妥協せずやりきることです。これらは、これから大学を卒業して社会に出て行くのに絶対的に必要なものであり、また、医者になって上の先生方や患者さまと接する時に必要なことです。自分は、二年間主将を務めましたが、その間、部員ともめたり等、様々なことがありました。柔道をするのがきつくて、苦しくて、自分を見失ったり、止めようと思ったときもありましたが、今は、柔道を通じて本当によかったと思っています。柔道を通じて多くのことを学び、多くの仲間とも知り合うことができました。そしてなによりも、柔道が好きです。これから勉強が忙しくなり、今までのように柔道をするのができなくなりますが、それでもなんとか時間を作って柔道が続けていきたいと思えます。また、医者になってからも、柔道と関わっていたいと思えます。

最近、運動部に入る学生が減少しています。大阪医科大学に限った事ではなく、どこの医学部でも減少の傾向にあるようです。たとえ、入部したとしても、すぐにやめてしまうのが実状です。人間関係であったり、練習についていけなくなったり等が原因らしいのですが、もったいないことだと思えます。また、下の学年などをみていると、言葉遣い、モラルなど本当に目に余るものがあり、非常に残念に思っています。このような学生達こそ、楽なことに流されず、運動部、特に柔道部に入り、人間を磨くべきであると考えます。



西日本医科学生体育大会優勝



### オープンキャンパス

平成19年 8月3日(金)・17日(金)

昨年と同様に「生き方として看護を選ぶ。」をテーマに、午後1時よりボランティアの在校生の協力を得て開催しました。現役生・社会人・保護者の方々と多くの参加をいただきました。

パワーポイントを利用して学校生活や入学試験に関する情報を説明させていただいた後、校内見学、血圧測定や妊婦体験・車椅子体験・沐浴を始めとする育児体験などの体験コーナー、在校生への質問コーナーの3つのグループに分かれてローテーションで時間いっぱい興味を持って参加いただきました。

気温37°の日中に汗を拭きふき遠方から参加して下さった方もあり、教員・在校生ともに知らず知らずヒートアップしていました。



### 看護専門学校教員による介護技術実習



平成19年 8月20日(月)~24日(金)

夏季休暇中の恒例となった茨木市シルバー人材センター主催による介護技術実習が開催されました。猛暑の中、40~60歳代の男女26名の方々に日常生活介助から救急蘇生まで様々な技術実習を体験していただきました。

意欲と活気は看護学生に負けず、豊富な日常生活の経験を生かして積極的に学んでおられました。研修成果を是非お役立ていただきたいと思います。



## 交流会

平成19年9月7日(金)



さわらぎキャンパス体育館で全学年および教員でのソフトバレーボールと、ダンス等のパフォーマンスでの交流会を開催し、学年やクラスを超えて交流の機会を持ちました。体育館の中は外の気温上昇に伴って更に室温上昇！試合終了毎に「水分摂取してください！」のアナウンスで脱水予防に努めながら白熱した試合が続き、3年生が3年間目にして念願であった優勝杯を獲得し、充実感と達成感を得た笑顔で終了することができました。1年生・2年生来年の活躍を期待しています。

パフォーマンス部門では各学年クラス対決で、ピンクレディやおにゃんこクラブ、ビリーズ・ブート・キャンプ等々、セーラー服やアイデアを凝らした衣装で練習の成果を披露しました。参加者全員が一体となり最後は教員のパフォーマンスの「高槻音頭」で締めくくりましたが、3年生全員が飛び入りで最後には大踊り大会となりました。



## 戴帽式

平成19年10月19日(金)

午後1時から、看護専門学校講堂で、第25回戴帽式が来賓ならびに保護者の参加のもとに厳粛に挙行されました。今年の戴帽生80名(内、男子2名を含む)は、大阪医科大学附属病院の神谷看護部長と西山副学校長から戴帽されました。ナイチンゲール像からの聖灯拝受を受け、80のともし火の中で誓いの言葉を斉唱し、今後への目標を決意しました。

その後の懇親会では、遠くは沖縄からわざわざ参加された保護者もおられ、和やかな雰囲気の中で、一人ひとりが決意しクラスで発表した決意文を保護者に手渡し、今後の成長を約束しました。あいにくの雨の一日になりましたが、80人の笑顔は晴天そのものでした。



### 【誓いの言葉】

私たち25回生は、次のことを誓います。

ひとつ、私たちは、常に周りを見て、自ら行動し、自分の言動に責任を持つ看護師を目指します。

ひとつ、愛にあふれた看護ができるよう、看護の職の重さをかみしめ、日々精進していきます。

ひとつ、私たちは、いつも心に感謝の気持ちを持ち、看護師として、人として、成長し続けることを誓います。



\*このときの様子は、10月22日・27日・28日の高槻ケーブルテレビ「街かどホットライン」で放映されました。



歴史資料館からのお知らせ



歴史資料館は本法人の設置する教育研究施設やそれに附属する医療施設の歴史や医学・医療の歴史を顕彰し、それらの地域における将来の在り方を語り合う場を提供すべく、国の登録文化財「別館」の管理運営に当たっております。設置準備等について長らく、学報に多くのページを割いておりましたが、その詳細については平成19年8月30日付で開設公開しましたホームページに掲載いたしましたので、是非ご覧ください。

なお、ホームページの開設に伴い、学報には資料の恵与者の掲載と謝辞や特別の事業等の掲載にとどめさせていただきます。

歴史資料館HP <http://www.osaka-med.ac.jp/deps/trad/>

【歴史資料館展示資料恵与者】

平成19年7月1日から9月30日までに3名の方々（別表）よりご恵与賜りました。

本事業の趣旨をご理解いただきましたご厚意に対しましてここに改めて心よりお礼申し上げます。

（敬称略）

受領日	恵与者氏名	資料名	恵与者と本学の関係
H19.7.30	勝 健一	学内歌テープ（校歌・医専寮歌）及び歌詞、写真（大阪医科大学剣道場開き）2点	医学部 昭和40年卒
H19.8.20	勝 健一	大阪医科大学仁泉会 東京支部会報 創刊号 1973年11月	医学部 昭和40年卒
H19.8.30	雨森 正高	教科書：臨牀薬物学、薬理学試験問題、アルバム（複写）2点	医学部 昭和30年卒
H19.9.25	渡辺 信治	絵本：ヴォーリズさんのウサギとカメ	医学部 昭和35年卒



主な行事日程（平成19年12月～平成20年2月）

12月5日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会	市民公開講座	
10日（月）	看護専門学校一般入学試験願書（前期）受付開始（～12月25日まで）	看護専門学校一般入学試験（前期）合格発表	
12日（水）	大講座主任教授会・診療科長会	21日（日）	看護専門学校一般入学試験願書（後期）受付開始（～1月31日まで）
15日（土）	実験動物慰霊祭・市民公開講座	22日（火）	理事会
17日（月）	医学部一般入学試験・センター試験利用入学試験願書受付開始（一般前期およびセンター利用は1月31日まで、一般後期は2月26日まで）	23日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会
18日（火）	理事会	30日（水）	病院運営会議
19日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会	2月6日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会・診療科長会
21日（金）	看護専門学校冬期休暇（12/21～1/7）	9日（土）	看護専門学校一般入学試験日（後期）
26日（水）	病院運営会議	10日（日）	医学部一般入学試験（前期）
平成20年		13日（水）	大講座主任教授会
1月9日（水）	教授会・大学院医学研究科委員会・診療科長会	16日（土）	看護専門学校一般入学試験（後期）合格発表
12日（土）	看護専門学校一般入学試験日（前期）		第102回医師国家試験（～2月18日まで）
16日（水）	大講座主任教授会	19日（火）	理事会
19日（土）	大学入試センター試験（～1月20日まで）		教授会・大学院医学研究科委員会
		24日（日）	第97回看護師国家試験
		26日（火）	臨時教授会
		27日（水）	病院運営会議

**主要会議とその主な議題(平成19年8月～10月)**

**[理事会]**

(平成19年9月11日)

審議事項

1. 田中国際交流基金規程及び同施行細則の制定について
2. 田中国際交流基金の設置と第3号基本金の組入について
3. 高槻駅前JRビルについて

報告事項

1. 看護学科設置についての文部科学省との交渉報告
2. 本法人理事長と株式会社「西泉」の代表取締役について
3. 病院ボランティア制度の導入について
4. その他

(平成19年10月9日)

審議事項

1. 平成20年度予算方針について
2. 学校法人大阪医科大学教員に任期に関する規程の制定について
3. 看護学科の4年制化について

報告事項

1. 法人関係報告
2. 学事報告
3. 病院関係報告
4. 看護専門学校関係報告
5. その他

**[大講座主任教授会]**

(平成19年9月12日)

審議事項

1. 各大講座からの報告
2. 病理学教室のあり方について
3. 第8回大学院将来構想委員会報告について
4. 学校法人大阪医科大学フレンズ会則(案)について
5. 医学部の定員増について(文部科学省からの依頼)
6. その他

(平成19年10月10日)

審議事項

1. 各大講座からの報告
2. 専門教授の新設について

**[教授会]**

(平成19年9月5日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 大学院将来構想委員会委員長の選任について
3. リハビリテーション医学教室の教授選考委員会委員の選出について
4. 学校法人大阪医科大学鉤奨学基金の研究助成金受給候補者の選考を行う審査委員会委員委員の選出について
5. 内科学 准教授の教育機構への移籍について
6. 第3回教員評価の報告並びに問題点について
7. 実験動物に関する規程について
8. 大阪医科大学給付奨学金支給規程改正について
9. 学校法人大阪医科大学ホームページ運営規程の改正について
10. 臨床教育教授及び臨床教育准教授の選出に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 病院長報告
3. その他

(平成19年9月19日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 内科学 准教授の教育機構への移籍について
3. 大阪医科大学医学部医学科教育機構規程の一部改正について
4. 病理学教室のあり方について
5. 薬理学教室のあり方について
6. 放射線医学教室のあり方について
7. 大阪医科大学科学研究費補助金取扱規程の一部改正について
8. 大阪医科大学動物実験委員会規程の一部改正について

## 主要会議報告

---

9. 大阪医科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門部会細則の一部改正について
  10. 80周年記念募金について
  11. 学校法人大阪医科大学フレンズ会則（案）について
  12. 附属病院長の選考のあり方について
- 報告事項
1. 学長報告
  2. 教育機構長報告
  3. 広報・入試プロジェクト委員長報告
  4. 教育センター長報告
  5. 中山国際医学医療交流センター長報告
  6. 倫理委員長報告

(平成19年10月3日)

- 審議事項 -

1. 人事に関する件
  2. 薬理学教室担当教授選考委員会委員の選出について
  3. 放射線医学教室担当教授選考委員会委員の選出について
  4. 病理学教室内分担任者の教授職名について
  5. 附属病院長予定者選考規程検討委員会委員について
  6. 大阪医科大学動物実験委員会規程の一部改正について
  7. 奨学寄附金のオーバーヘッドの徴収について
- 報告事項 -
1. 学長報告
  2. 中山国際医学医療交流センター長報告
  3. 広報・入試センター長報告
  4. その他

(平成19年10月17日)

- 審議事項 -

1. 人事に関する件
2. 宮崎教授・森教授・楢林教授の名誉教授資格について
3. リハビリテーション医学教室担当教授選考委員会委員長の選任及び今後の日程について
4. 薬理学教室担当教授選考委員会委員（案）について
5. 放射線医学教室担当教授選考委員会委員（案）

について

6. 卒業判定の見直しについて
  7. 専門教授の職位のあり方について
- 報告事項 -
1. 学長報告
  2. 教育機構長報告
  3. 研究機構長報告

### 【大学院医学研究科委員会】

(平成19年9月5日)

- 審議事項 -

1. 平成19年度大学院経常費補助金特別補助 - 研究科特別経費(研究科分)について
  2. 平成19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」について
  3. 大学院生の退学願いについて
  4. 論文提出のための語学試験について
- 報告事項 -
1. 平成19年度第2回学位論文審査申請締め切りについて
  2. 平成19年度共同利用実験施設セミナー実施に関するアンケート結果について
  3. 大学院要項の作成について

(平成19年9月19日)

- 審議事項 -

1. 平成19年度第2回学位論文受付の可否について
- 報告事項 -
1. 助教等の学位取得状況調査について

(平成19年10月17日)

- 審議事項 -

1. 平成20年度大学院医学研究科(博士課程)学生募集要項作成について
- 報告事項 -
1. 平成19年度第2回学位論文審査合格者の学位記授与式について
  2. その他

## 安全管理の体制確保に関する特別講演会

安全管理の体制確保に関する特別講演会が7月23日（月）午後5時から、臨床第一講堂・臨床第二講堂において、大阪地方裁判所 医事事件集中部の裁判官を講師としてお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者454名の出席のもと開催されました。

米田医療安全対策室長の開会挨拶に続き、村尾ゼネラルリスクマネージャーの司会により、下記の特別講演が行われました。

研修終了後のアンケートでも、実際の事例をDVDで実演し、医療訴訟の手続きから流れ、現在の情報が捉えやすく、それらの特性や困難、審理の難しさがよく分かったなど、医療訴訟や鑑定について理解ができ、大変好評との意見が多数ありました。

最後に閉会の挨拶として米田医療安全対策室長より同先生方への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

### 【特別講演】

演題 『医療訴訟手続き説明会 医療訴訟は現在（いま）』

講師 大阪地方裁判所 医事事件集中部



医療安全対策室長 米田博



司会 ゼネラルリスクマネージャー 村尾仁



大阪地方裁判所 裁判官



全体風景

# 医療安全対策室関係

## 事例検討会

9月14日（金）午後5時から、臨床第一講堂・臨床第二講堂において、教職員を対象に事例検討会が開催されました。

竹中病院長の開会挨拶に続き、萩森先生の司会により、下記の発表が行われました。

医療法施行規則の一部改正に伴う安全についての概要を説明し、事例を交えて薬剤部と臨床工学室から発表がありました。個人情報保護に関しても事例報告があり、聴講者からは、多数の身近な事例を聞き大変参考になり、今後、現場で生かしたい。また、個人情報の取り扱いや自己管理について再認識できたという意見が多数ありました。

最後に閉会の挨拶として米田医療安全対策室長より同先生方への謝辞を述べられ、422名の出席のもと講演が盛会のもとに終了しました。



司会 医療安全対策室 萩森伸一

本院では、医療に係る安全管理のための職員研修は、全ての職員が年2回以上出席し、安全に関する意識の向上等を図るものとされています。今年度3回目の開催となり、毎回、多数の職員に参加していただき、安全に係る研修の参加意識も高まってきたように感じます。

### 【事例検討会】

テーマ 医療法施行規則の一部改正に伴う安全管理責任者の役割及び概要  
医療機器および医薬品の安全管理体制の確保に係る事例検討  
個人情報に係る事例報告

担当	医療機器安全管理責任者	黒岩敏彦
	臨床工学技士	稲田次男
	医薬品安全管理責任者	西原雅美
	薬剤師	牧野順子
	個人情報保護委員会委員	濱田松治



医療機器安全管理責任者  
黒岩敏彦

### 発表者



臨床工学技士  
稲田次男



医薬品安全管理責任者  
西原雅美



薬剤師  
牧野順子



個人情報保護委員会委員  
濱田松治

院内感染対策事例検討会の報告

7月12日（木）院内感染対策事例検討会を開催しました。今回のテーマは、『病棟での集団感染防止対策：ノロウイルス、偽膜性腸炎』、講師は感染対策室中川室長で行いました。

ノロウイルスは、昨秋日本全国で大流行しましたが、本院でも小規模ながら病棟での集団感染があり、また食中毒事例も発生しています。話は、海外で発生した『ノロウイルス』集団感染事例の紹介で始まり、集団感染が発生したときに、どのように他の疾患と見分けるか、初期対応が不適切だと何が起るかなどについて具体的な説明がありました。

ノロウイルス感染の場合、初期対応の中でも特に嘔吐物の処理が重要であり、ウイルス粒子を吸い込まないようにすることや手洗いの重要性が指摘されました。また、クロストリジウム・デフィシルによる偽膜性腸炎の集団感染についても説明があり、感染防止には速乾性アルコール消毒剤以外にも石鹼と流水での手洗いが必要になるケースが紹介されました。参加者は252名でありアンケートでは、分かりやすかったという意見を多くの方から頂きました。

ノロウイルス感染は年々発生件数が増加しています。これから、11月から3月にかけてノロウイルスの流行時期となりますので特に注意が必要です。感染対策室では、この事例検討会のDVDかビデオの貸し出しを行っておりますので、ご希望の方は感染対策室までご連絡下さい。

（内線：2780・2939）



感染対策室 室長 中川俊正先生



感染対策委員会 委員長 玉井浩先生



事例検討会の様子

平成19年度上半期病院患者動態

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	H19年度 平均	前年度 平均	対前年比 (%)
入院	延入院患者数	21,511	20,843	20,560	22,422	22,677	21,817	21,638	21,818	-0.8
	(1日平均患者数)	717.0	672.4	685.3	723.3	731.5	727.2	709.5	715.3	-0.8
	(新入院患者数)	1,214	1,262	1,236	1,320	1,313	1,116	1,244	1,178	5.6
	(病床稼働率)	83.5	79.8	82.8	87.4	88.3	82.8	87.3	81.8	6.7
	(平均在院日数)	16.6	15.5	16.1	16.1	16.5	17.6	16.4	17.4	-5.7
外来	延外来患者数	44,258	46,262	45,540	47,316	47,276	42,184	45,473	46,694	-2.6
	(1日平均患者数)	2,011.7	2,102.8	1,980.0	2,057.2	1,891.0	2,008.8	2,006.1	2,030.2	-1.2
	(新患者数)	4,520	5,048	5,031	4,976	4,905	4,336	4,803	4,974	-3.4

### 保健管理室からのお知らせ

インフルエンザにうつらないために、うつさないために

#### インフルエンザにはワクチン接種が効果的

インフルエンザは、流行性疾患であり例年12～3月下旬、1月～2月上旬にピークを迎えます。

インフルエンザの予防は流行前のワクチン接種が効果的です。本学でもワクチン接種を実施しましたが、もしまだ受けておられない場合は、出来るだけ11月中に他の医療機関を受診し接種されることをお勧めします。

#### 予防には体力維持とうがい、手洗いも大切です

ワクチン接種していても罹患する可能性もあります。睡眠不足や、体力が落ちている時などに、インフルエンザにかかりやすいものです。まず、体調を整えて、抵抗力をつけて、ウィルスに接触しないことが大切です。

インフルエンザに負けない体力維持のために

睡眠と休養と栄養

ウィルスを寄せ付けないために

人ごみを避ける、うがい、手洗いの励行

鼻、のど等乾燥から守るために

加湿器等使用



マスクの着用は、医療従事者にとっては必須です！（業務中・外出時にも）

#### もし、インフルエンザの症状が出たら...

潜伏期間：通常1～3日

主症状：38.5以上の発熱で発症

頭痛、関節痛、筋肉痛、倦怠感等の症状、咽頭痛、咳等の呼吸器症状

風邪だと考えずに、早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。

安静にして、休養をとりましょう。特に睡眠を十分にとることが大切です。

早めに治療し、体を休めることは、自分の体を守るだけでなく、他の人にインフルエンザをうつさないという意味でも大切なことです。

インフルエンザの症状が出てから3～7日は周りの人に移す可能性があると言われています。職場に復帰後も咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクを着用しましょう。



ノロウイルス感染症にも気をつけましょう

ノロウイルス感染症は、毎年11月～4月頃には流行します。昨年は本学でもアウトブレイクしました。ノロウイルスはヒトからヒトへの感染力は極めて強いです。ノロウイルスについてはワクチンもなく特效薬もないので、治療は対処療法に限られます。

今後のノロウイルス発症防止・感染拡大防止のために、以下の点に注意して下さい。

まずは、流水・石けんによる手洗い（帰宅時、食事前、調理前、配膳前、トイレ後）

加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱する。

特にかきやはまぐり、あさりなどの二枚貝類は十分に加熱する。

調理したまな板や包丁は、すぐに洗い熱湯消毒する。

## もし、ノロウイルス感染症症状が出たら...

潜伏期間：1～2日

主症状：吐気、（突然の）嘔吐、下痢、腹痛、軽度発熱

### ⇒ 嘔吐物・ふん便等の処理

使い捨てのマスク・手袋を着用する。

嘔吐物やふん便は乾燥しないうちに速やか処理する。

250倍に薄めた塩素系漂白剤を用いて、嘔吐物を浸すように拭き取る。

嘔吐物等で汚れた衣類等の消毒

50倍に薄めた塩素系漂白剤を用いて、布等で嘔吐物等を拭き取り、30分以上塩素系漂白剤につけこむ。

他の衣類と分けて洗う。

症状が消えてからも2週間程ふん便中にウイルスが排出されていますので、手洗いは続けて十分行って下さい。

### 3回目B型肝炎ワクチン接種・3回ワクチン接種後抗体検査のお知らせ

下記の要領で第3回目B型肝炎ワクチン接種後抗体検査を実施致します。対象となられる方には案内を個人通知致しますので、受検して下さい。

#### 【第3回目B型肝炎ワクチン接種】

日時 平成19年12月5日（水）、6日（木）

15：00～16：00

場所 研究棟1F保健管理室（健康相談室）

#### 【3回目ワクチン接種後抗体検査】

日時 平成20年1月17日（木）、18日（金）

15：00～16：00

場所 研究棟1F保健管理室（健康相談室）

大阪医科大学俳句会（八・九・十月）

祥纏に大の字大文字奉仕隊

塚本務人

合歡の花点々続く鯖の道

今井雄介

各駅の終点に着く大西日

中川一成

無縁佛千灯ゆれて蘇り

田中豊夫

駄菓子屋の飴は十円椿の実

吉田孝江

菜に目をくれずの三口今年米

飯塚久子

毀れたピアノ弾いてみたくて十六夜

美濃 眞

熱帯夜機械が同じ言葉言ふ

同

朝寒や飛火野の鹿ぴいと啼く

宮脇芳美

厩舎へと足早の牛晩夏光

同

鵜飼舟朝寝むさぼる十五艘

伊崎智之

夏終る夕日の没る音激しかり

枝吉英子

廻覧板突つこんである秋暑かな

山崎隆司

投句のお誘い

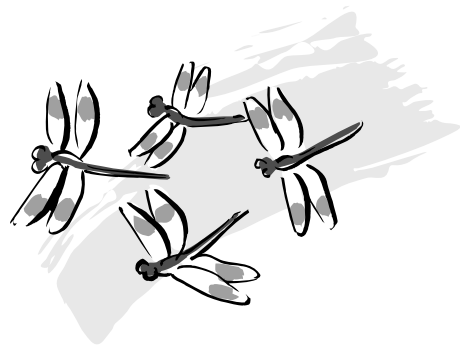
一般の方も投句（何句でも）して下さいば、  
当句会で会員の出句と同じように選句します。  
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7  
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。



## 平成19年度医療事故防止の標語決定

医療の安全確保に対する意識向上のための「平成19年度医療事故防止の標語」を職員より募集し、応募総数138作より厳正かつ公平な検討の結果、下記のとおり各賞が決定しました。

### 病院長賞

● みんなの笑顔 患者と職場の栄養素

(79病棟)



### 医療安全対策室長賞

● 高めよう 意識と知識 安全対策

(消化器外科)



### 佳作

● 見逃すな「いつもとちがう」危険信号

(7A病棟)

● まあいいか その考えが 命取り

(麻酔科)

● 誰かやる そんな気持ちが ミスをうむ

(施設課)

● 「大丈夫！！」本当にそれで「大丈夫??」

(76病棟)

● 「もう慣れた」それが大きな落とし穴

(病院医療相談部)

病院長賞、医療安全対策室長賞はポスターを作製し、外来・病棟などに貼付しています。

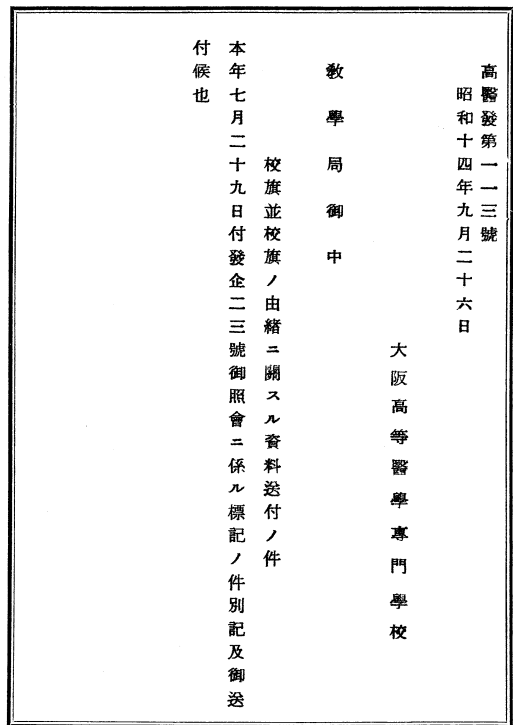
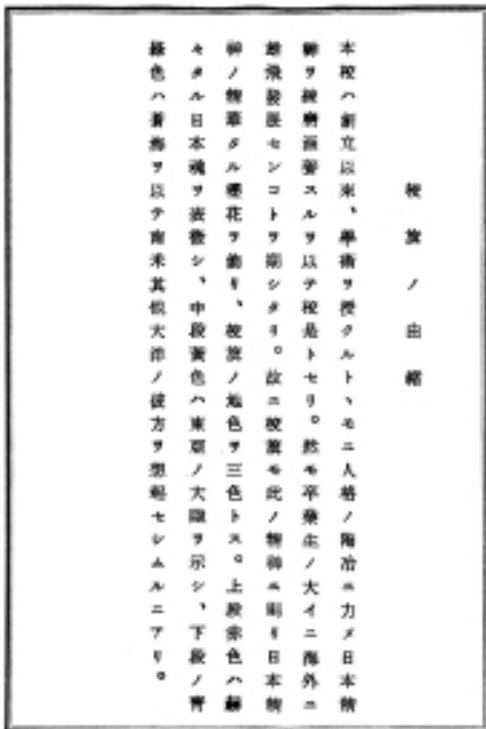
# 校旗新装のご紹介

大阪医科大学校旗は、創立間もない頃に作製されて長期を経たため色調も落ち、所々に破れや虫食いが目立っていました。

この度、藤本守元学長（第六代）の申し出により完全な形で復刻されることになり、平成19年8月23日新調された校旗が大学へ届けられました。高価な西陣織（住江織物株式会社 京都美術工芸所製）で、写真（表紙参照）の如く美装・重厚であります。藤本元学長に心から御礼を申し上げます。尚、originalの校旗はrenewalされた旧別館「歴史資料館」に保存されます。

校旗の由緒は古い文章のまま下記に記載しますので、お読み頂ければ幸いです。

大阪医科大学  
学長 植木 實



## 個人情報の取扱について：

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されました。これに伴い総務部では、学報の発送にかかる個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適切な管理を行っております。なお、収集・管理する個人情報につきましては、発送の目的以外に使用することはありません。学報に関する個人情報についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪医科大学 総務部 学報編集担当係 電話 072-684-6218

大阪医科大学学報 第74号  
発行年月 平成19年11月  
発行 学校法人 大阪医科大学  
編集・発行 総務部  
印刷 大日本印刷株式会社  
大阪医科大学ホームページ  
<http://www.osaka-med.ac.jp/>